

最終提言（素案021113版）に関する委員からの意見（11/21 受取まで）

頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属				
				委員会	部会	WG		
1		<コメント> 「瀬田の洗堰」は全編で「瀬田川洗堰」に統一。	川上	委	淀	水需 一般 水質		
2		<コメント> ダムについての記述は全編を通じて 社会・産業的特性 の項に設けるのが至当。	川上	委	淀	水需 一般 水質		
3		<コメント> 生物種名がいくつも出てくる表現は代表的なものにとどめるべき。 言い出すときりがない。水質でも項目を挙げる必要が生じる。NGO、NPO、×× などすべて挙げるならよいが、「など」の表現で十分。	三田村	委	琵琶	一般		
4		<コメント> 「棲息」と「生息」を統一する。	三田村	委	琵琶	一般		
5		<コメント> 「生き物」、「生きもの」、「生物」、を統一する。	三田村	委	琵琶	一般		
6		<コメント> 「住民」、「地域住民」、「流域住民」、「関係住民」、を統一する。「関係住民」が無難でしょう。	三田村	委	琵琶	一般		
提言作成にあたって								
<淀川水系流域委員会の目的と特徴>								
7	緒-1	26	その方向に基いて河川整備計画原案が策定されるという方式を採用している。また、 <u>河川整備計画後の実現に向けての推進方策も計画の中に組み込まれている。</u>		塚本	委	淀	一般
緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて -								
8	緒-2	14	また、人に安らぎや憩いを与えてくれた川の風景と暮らしはほとんど消えかけており、		塚本	委	淀	一般
9	緒-2	19	河川整備においては、治水、利水、環境を総合一体的に考えるべきことは言うまでもないが、		塚本	委	淀	一般
10	緒-2	25	それを具体化するための整備のあり方とその <u>推め方</u> を提言するものである。河川管理者はこの提言を尊重して河川整備計画の原案を作成し、さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や関係者の意見を反映させた河川整備計画を作成実施されるよう希望するものである。		塚本	委	淀	一般
11	緒-2	下から 3行目	河川管理者はこの提言をもとに尊重して河川整備計画の原案を作成し、さらに、その原案に対する流域委員会および地域住民や関係者の意見を反映させた河川整備計画を作成することされるよう希望するものである。		本多		猪	ダム
12	緒-2	最終行	その原案に対する流域委員会および地域住民や関係者の意見を反映させた河川整備計画を作成実施されるよう希望するものである。		塚本	委	淀	一般
1 淀川流域の特性								
1 - 1 流域の概要								
13	p.1-1	3	淀川は、滋賀県山間部の大小河川にその源を発し、湖面積680670km ² 、容量275280億m ³ というわが国最大の湖である琵琶湖を経て、 <コメント> 三田村が計測した値		三田村	委	琵琶	一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
14	p.1-1	3	淀川は、滋賀県山間部の大小河川にその源を發し、湖面積680670.29 (または674) km ² 、容量275億m ³ というわが国最大の湖である琵琶湖を経て、 <コメント> (客観的事実と異なる点についての再指摘) 平成11年現在の琵琶湖の面積は国土地理院によると670.29 km ² だが、面積は埋め立て等で年により変化するため、行政的に674 km ² を採用することもある。674 km ² は、昭和30-36年にかけて実測した1万分の1の湖沼図から、それ以降に埋め立てられたり、干拓された面積を差し引いた値。あえて680 km ² という値を採用するのであれば、その理由を示していただきたい。	西野	琵琶	水位	
15	p.1-1	7	全流域面積は8、240km ² 、幹川流路延長は75.1kmである。 <コメント> (数値を再計測すること)国土交通省の流路延長は管轄している範囲のことでしょう。琵琶湖の長軸だけでも60 kmありますよ。	三田村	委	琵琶	一般
1 - 2 琵琶湖流域の特性							
16	p.1-1	23	琵琶湖は天然の古代湖であり、その流域は、河川・湖沼・内湖・移行帯・水路・地下水・水路が一体となって水と関わりの深い地域を形成し、 <コメント> 湖沼の沼はどこか。内湖と別に言っているから不用？、沿岸移行帯が抜けている。	三田村	委	琵琶	一般
17	p.1-1	下から7行目	県内の400以上ある河川・水路のほとんどが琵琶湖に流入し、	中村	委	琵琶	水質
18	p.1-1	下から2行目	その一方で、水質・生態系への負荷が増大し、自然環境やとそれに依存する伝統産業などに大きな悪影響を与えている。	中村	委	琵琶	水質
< 気候・地勢的特性 >							
19	p.1-2	2	琵琶湖は日本最大の湖である。その流域は太平洋気候区と日本海気候区にまたがり、気候特性が多様である。北部の冬の降雪や膨大な貯水量の湖の水量・水収支、水質の変動は、淀川水系の流況および水質に大きな影響を与え、また、洪水の調節機能などにより淀川の流量の安定化に寄与している。大量の降雨・降雪は年間を通して人為的要因で変動する湖の水量を回復させ、春先の融雪水に含まれ湖底部に供給される大量の溶存酸素は人為的要因によって悪化しがちな水質を回復させる働きをしている。こういった湖の水量・水収支、水質の変動は、淀川水系の流況および水質に大きな影響を与え、また、洪水の調節機能などにより淀川の流量の安定化に寄与している。	中村	委	琵琶	水質
< 環境的特性 >							
20	p.1-2	8	琵琶湖には、ホンモロコ、ニゴロブナ、ピワコオオナマズ、ゲンゴロウブナなどの魚やカワニナなどの巻貝を中心に、 <コメント> 「などの」といっているから不用。谷田案は生物研究者の言い分であり、一般に分かりやすい表現にすべき。	三田村	委	琵琶	一般
21	p.1-2	8	琵琶湖には、ホンモロコ、ニゴロブナ、ピワコオオナマズ、ゲンゴロウブナなどの魚やピワカワニナ亜属などの巻貝を中心に、約60種以上の固有種が存在生息している。 <コメント> (客観的事実と異なる点についての再指摘) 2002年現在、琵琶湖水系で記載されている琵琶湖水系固有種は59種(亜種、変種を含む)。分布を琵琶湖に限ると57種である。将来、分類学的研究が進み、新種記載がされたら固有種数は60種以上になると確信しているが、現時点で60種以上という表現は間違い。また「カワニナ」は特定の種の和名であり、その種は琵琶湖の固有種ではないので素案の記述は間違い。ピワカワニナ亜属とするか、せめてカワニナ類と書かないと、誤った表現となる。また固有種は今も琵琶湖で生きている。ただ飾り物のように存在しているのではない、と私は思っている。	西野	琵琶	水位	

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
22	p.1-2	9	それは、数百万年にわたるきわめて長い歴史をもち、 <コメント> 琵琶湖の歴史は数百万年もない。古琵琶湖を入れると数百万年になるが、現琵琶湖とまったく異なる湖であるため歴史をそれほど長くは考えない。現琵琶湖を堅田累層まで含めても100～130万年前、通常30～40万年前と考えられている。それこそ「古代湖」ではなく「誇大広告湖」になる。	三田村	委	琵琶	一般
23	p.1-2	13	また、川沿いに樹齢400年を超える河畔林が発達し、多様な生態系を保全するとともに、自然護岸として機能している。 <コメント> 「樹齢100年を超える」は不用。この文脈からは何ら意味をもたない。	三田村	委	琵琶	一般
<歴史・文化的特性>							
24	p.1-2	16	湖の外には、縄文時代からの遺跡が連続的に多数存在し、祖先伝来の文化の跡を伝えている。	三田村	委	琵琶	一般
25	p.1-2	17	琵琶湖は近畿圏の中心部に位置し、かつては水上・陸上交通の要衝であった。 <コメント> (削除するように文を変える) 中心部かしら？	三田村	委	琵琶	一般
26	p.1-2	20	淀川水系の上流部として、古くから瀬田川の洗堰などの設置や運用をめぐって下流の住民との係争が繰り返されてきた。 <コメント> 係争の原因が不明	川上	委	淀	水需 一般 水質
27	p.1-2	21	また、淀川水系の上流部として、古くから瀬田川の浚渫、洗堰の操作などをめぐり、瀬田の洗堰など下流との係争が繰り返されてきた。	西野		琵琶	水位
28	p.1-2	21	また、淀川水系の上流部として、古くから瀬田川の浚渫や洗堰などの建造をめぐり下流との係争が繰り返されてきた。	中村	委	琵琶	水質
<社会・産業的特性>							
29	p.1-2	26	いわゆる「近畿の水がめ」として、流域全体の経済発展に重要な役割を果たしている。	三田村	委	琵琶	一般
30	p.1-2	下から 7行目	かつては護岸の補強材として植栽された竹類がさまざまな道具や食材に利用され、四つ手網漁、セキ四つ手網漁、カトリ築漁、チョウチン築漁などの独特の河川漁法が行なわれていた。 <コメント> <歴史・文化的特性>に移してはどうか？	中村	委	琵琶	水質
31	p.1-2	下から 7行目	かつては護岸の補強材として植栽された竹類がさまざまな道具や食材に利用され、四つ手網漁、セキ四つ手網漁、カトリ築漁、チョウチン築漁などの独特の河川漁法が行なわれていた。 <コメント> 「などの」といっているから不用。全部付記する必要はない。	三田村	委	琵琶	一般
1 - 3 淀川流域の特性							
32	p.1-2	下から 3行目	淀川部会が取り扱う流域は、それぞれ異なる特性をもつ木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川によって構成されている。 <コメント> この個所で「部会」名を挙げるのは不自然	川上	委	淀	水需 一般 水質
33	p.1-2	最終行	琵琶湖が上流にあることと、気候特性の異なる木津川および桂川が合流することから、淀川本川の流量はもともと比較的安定している。琵琶湖上流の高時川に丹生ダムの建設計画がある。 <コメント> 1 - 2 の最後に追加 1 - 3 淀川流域の特性の項のダムの記載とバランス ダムについての記述は全編を通じて 社会・産業的特性 の項に設けるのが妥当。	川上	委	淀	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
<地勢的特性>							
34	p.1-3	5	木津川、宇治川、桂川が <u>の三川合流点が京都府八幡市で合流し、淀川本川となつて海へそそぐ。</u> <コメント> 合流が重複しているのを整理。	川上	委	淀	水需 一般 水質
35	p.1-3	11	<u>淀川三川の上流部には、木津川流域に高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、高山ダム、布目ダム、瀬田川～宇治川流域に天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰、瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、桂川流域に日吉ダム、下流域に淀川大堰が存在している。また、新規ダムとして、木津川に川上ダム、瀬田川に大戸川ダムの建設計画がある。</u> <コメント> ダムについての記述は全編を通じて 社会・産業的特性 の項に設けるのが至当。	川上	委	淀	水需 一般 水質
<環境的特性>							
36	p.1-3	17	木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での各種の開発により汚濁負荷が高い。オオサンショウウオ、イタセンバラ等、貴重な生物が生息できる環境が存在する。また、河畔林も多く、河道には遊水効果池をそなえている。 <u>十分な余裕があり遊水地としての効果が期待できる。</u> <コメント> 「遊水効果池」新語？造語？	川上	委	淀	水需 一般 水質
37	p.1-3	17	瀬田川・宇治川にはナカセヨカワニナの棲息地 貴重生物が生息できる自然環境があり、向島地区の高水敷には広大なヨシ原が存在する。 <コメント> 棲息地が重要ではなく、生息環境が大切。	三田村	委	琵琶	一般
38	p.1-3	20	桂川には、5世紀に築造された嵐山の一の井堰をはじめ多数の歴史的な堰が存在しているが、低落差の堰は、魚類の遡上を妨げず、生息環境をより豊かにする場合もあつており、自然味豊かな人と川が織りなす歴史的景観を形成している。	川上	委	淀	水需 一般 水質
39	p.1-3	23	一方でアユモドキが棲息できる環境もある。 <コメント> (同下から10行目に イタセンバラが棲息できる という表現があり、生息か棲息かどちらかに統一する必要がある)	西野		琵琶	水位
40	p.1-3	下から 11行目	淀川本川には、城北ワンド群に代表されるようなワンド群があり、十三干潟、平安時代から雅楽器にの素材として利用された歴史的な <u>のある鶴殿のヨシ原、近畿最大のツバメのねぐらでもある向島地区のヨシ原など、独特の自然環境が存在する。</u>	川上	委	淀	水需 一般 水質
41	p.1-3	下から 10行目	淀川本川には、城北ワンド群に代表されるようなワンド群があり、十三干潟、平安時代から雅楽器に利用された歴史的な鶴殿のヨシ原、近畿最大のツバメのねぐらでもある <u>向島地区のヨシ原など、独特の自然環境が存在する。</u> <コメント> 向島地区のヨシ原は淀川本川にあるのではなく、宇治川下流では？	川上	委	淀	水需 一般 水質
42	p.1-3	下から 10行目	イタセンバラの棲息できる環境(ワンド群)も存在している。 <コメント> 全編中他の個所に「ワンド」が出てこない。	川上	委	淀	水需 一般 水質
43	p.1-3	下から 9行目	<u>三川合流点の上流にあった巨椋池は、また明治40年の淀川改良工事により河川と分離されるまでは、三川合流点上流にあった巨椋池が遊水池として機能していたが、その後の干拓とともにミナミトミヨなどの固有種もが失われた。</u> <コメント> 文章整理	川上	委	淀	水需 一般 水質
<歴史・文化的特性>							
44	p.1-3	下から 5行目	日本の川づくりの原点である茨田の堤、難波の堀江などが遺り、奈良時代の都や寺院建築などのための筏による木材流送、角倉了以の大堰川開削、巨椋池の干拓、灌漑、奈良時代の寺院建築などのための筏による木材搬出、天ヶ瀬発電所の建設など、川と人との関わりは深い。 <コメント> 編年の順序に整理。	川上	委	淀	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
45	p.1-4	7	下流の大阪は水都と称され、かつては 都市河川が縦横に巡り、八百八橋として誇られるほど多くの橋が架けられ、「水都」と称されていた。	川上	委	淀	水需 一般 水質
< 社会・産業的特性 >							
46	p.1-4	9	木津川では、上流域で急激な人口増加とそれに伴う都市化が進展しと、多数のゴルフ場開発などの地域開発が進展した。	山本		淀	
1 - 4 猪名川流域の特性							
< 環境的特性 >							
47	p.1-4	下から 7行目	河川内の植物には帰化外来種が多い。	有馬		淀	
48	p.1-4	下から 7行目	猪名川は全体としてかなり人間の手が入った「里川」的存在であり、河川内の植物には帰化種が多い。一時絶滅に瀕した魚や貝類にやや復活のきざしがあるものの、 <u>在来魚については、局所的にナガレホトケドジョウなど希少種も生息しているが、全体的には流域の開発や河川改修工事などにより、種類数・個体数とも減少傾向がみられるにある。</u>	松本		猪	
< 社会・産業的特性 >							
49	p.1-5	最終行	川西市の大規模団地、一庫ダム（知明湖）周辺の住宅団地など開発が進み、新旧住民の混在がある。 <u>猪名川の支川余野川に余野川ダムの建設計画がある。</u> <コメント> 1 - 5 最後に追加	川上	委	淀	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
2 河川整備の現状と課題							
2 - 1 治水の現状と課題							
50	p.2-1	3	わが国では、太古の昔から、洪水はわれわれを苦しめる最大の自然災害であったが、同時に生物にとってよく育つ試練でもあった。先人の努力により治水安全度は飛躍的に向上し、	塚本	委	淀	一般
51	p.2-1	3	先人の努力により治水安全度は飛躍的に向上し、 た。 とくに人的被害については、戦後の一時期数千人を数えた。年間の死者・行方不明者数は が 最近では百人以下に激減している。しかし、水害そのものは毎年発生しており、時間雨量100mmを超える豪雨の発生頻度の増加と相まって、破堤による壊滅的被害の発生も絶えず、大きな物的被害がもたらされている。 <コメント> 意味がわからない。 ・「～治水安全度は飛躍的に向上し、とくに人的被害については戦後の一時期数千人を数えた。」? ・時間雨量100 mmを超える豪雨で、絶えず破堤による壊滅的被害が発生しているのだろうか? 前半は句読点的に修正すると 「先人の努力により治水安全度は飛躍的に向上した。とくに人的被害については、戦後の一時期数千人を数えた年間の死者・行方不明者数が最近では百人以下に激減している」か? 根拠データが分からず、修正文は作れない。	尾藤	委		一般
52	p.2-1	14	堤防を連続的なものとしたため、多くの遊水池地が失われ、河川改修が進むにしたがって洪水流量が増加するという現象を招くことになった。 <コメント> この場合（池）より（地）の方が適当	川上	委	淀	水需 一般 水質
53	p.2-1	18	堤防は土あるいは砂でできており、越水や洗掘あるいは浸透等により容易に破堤するしやすいため、多くの人命や財産が失われる壊滅的な被害が起こる可能性が高い。	川上	委	淀	水需 一般 水質
54	p.2-1	21	治水安全度は地域によってかなりの違い差がある。	川上	委	淀	水需 一般 水質
55	p.2-1	24	地域の水防を担ってきた水防団についても、団員の減少・サラリーマン化、高齢化等による弱体化の課題問題に直面している。	川上	委	淀	水需 一般 水質
<琵琶湖流域>							
56	p.2-1	下から 6行目	琵琶湖総合開発計画の一環として行われた治水事業により、湖岸の浸水の危険性が低下するなかで、洪水に対する警戒心がしだいに薄れ、湖岸近くまで土地利用が進んでいる。また、琵琶湖に注ぐ川の多くは天井川である。	中村	委	琵琶	水質
57	p.2-1	下から 6行目	琵琶湖総合開発により、湖岸の浸水の危険性が低下するなかで、洪水に対する警戒心がしだいに薄れ、湖岸近くまで土地利用が進んでいる。また、琵琶湖に注ぐ川の多くは天井川である。 <コメント> この文章からは、治水の現状と課題が分からない。	三田村	委	琵琶	一般
<淀川流域>							
58	p.2-2	3	宇治川および木津川の遊水池として機能していた巨椋池を干拓地として開発したことにより、遊水機能の低下を招くとともにいたが、その低湿な干拓地の都市化が進んでいる。	川上	委	淀	水需 一般 水質
59	p.2-2	4	宇治川および木津川の遊水池として機能していた巨椋池を干拓地として開発したことにより、遊水機能の低下を招くとともに、低湿な干拓地の都市化が進んでいる。また、宇治川においては塔の島地区の流下能力がとくに小さい。桂川では渡月橋付近の河道の容量が小さい。また鉄橋の存在により、堤防高が低くなったままの区間が存在する。	山本		淀	
60	p.2-2	7	下流域の大阪市街地には、海拔ゼロメートル地域が拡がり、地下街やライフライン等への被害の可能性も含めて、洪水氾濫時の被災ポテンシャルは大きくなっている。	川上	委	淀	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
<猪名川流域>							
61	p.2-2	13	沿岸が都市化しているために、河道拡幅や高規格堤防(いわゆるスーパー堤防)の用地確保は困難である。 <コメント> 「スーパー堤防」は通称	川上	委	淀	水需 一般 水質
2 - 2 利水の現状と課題							
62	p.2-2	18	淀川水系では他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生している。しかも、最近の1978年から1998年までの21年間では5回も、の渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる。しているが、琵琶湖総合開発事業の完成により他の河川に比べて利水安全度は高い。 <コメント> 原文ではダムなど新たな水資源開発を誘発する根拠になる。	川上	委	淀	水需 一般 水質
63	p.2-2	18	淀川水系は他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生している。しかも、最近の1978年から1998年までの21年間では5回も、の渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる。琵琶湖総合開発も完了した。	本多		猪	ダム
64	p.2-2	18	淀川水系は他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から2001年998年までの8484年間に8回もの渇水が発生している。しかも、最近の1978年から2001年998年までの2424年間では6回もの渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる。 <コメント> データを出すなら、最新のデータを入れるべきだと思う。なぜ1998年までなのかわからない	西野		琵琶	水位
65	p.2-2	23	現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。 <コメント> 現実に過大となっている事実がある。 後段の水需要管理やダムのあり方との論理のつじつまを合わせる必要がある。	川上	委	淀	水需 一般 水質
66	p.2-2	23	現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。	本多		猪	ダム
67	p.2-2	23	現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。 <コメント> 客観的事実である	寺川	委	琵琶	水需 ダム
68	p.2-2	24	現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。に見積られる傾向があった。また、水資源開発のために整備されたダム・堰によって自然の水流・水位変動が失われ、生態系に無視できない影響を与えている。	中村	委	琵琶	水質
69	p.2-2	下から 8行目	水資源開発の進展 琵琶湖総合開発事業の完成により、渇水の頻度は減少するとともに、給水制限なども少なくなったが、 <コメント> 原文ではダムなど新たな水資源開発を誘発する根拠になる。	川上	委	淀	水需 一般 水質
70	p.2-2	下から 6行目	大切に水を使う節水意識は遠のき、人々の水や川に対する畏敬や愛着が薄れてしまった。	中村	委	琵琶	水質

	頁	行数	修正後	委員名	所 属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)		(敬称略)	委員会	部会
71	p.2-2	下から5行目	一方、地球規模での気候変動に伴う降雨変動やダム堆砂などによる流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。 <コメント> 原文ではダムなど新たな水資源開発を誘発する根拠になる。	川上	委	淀	水需一般水質
72	p.2-2	下から5行目	一方、地球規模での気候変動に伴う降雨変動やダム堆砂などによる流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。	本多		猪	ダム
73	p.2-2	下から4行目	農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。 <コメント> 3 - 3 新たな利水の理念 (p.3-3、20行目へ移動)	川上	委	淀	水需一般水質
< 琵琶湖流域 >							
74	p.2-3	1	琵琶湖を水源とする逆水灌漑システムが多数利用されている。農業用水としての優先取水などにより、平常時に流水が少なくなる川や、瀬切れなど水の無くなる区間すら現れた。	川上	委	淀	水需一般水質
75	p.2-3	1	琵琶湖を水源とする上水供給や逆水灌漑システムが多数構築され、利用されている。農業用水などにより、平常時に流水が少なくなる川や、瀬切れなど水の無くなる区間すら現れた。 水質面では、周辺部の開発集水域の都市化・工業化に伴う汚濁負荷の増大や、農業水利システムの変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、社会全体の水の利用量を削減を含め、水の利用のあり方を社会全体で再構築しなければ、琵琶湖の水質が改善されないことも、また明らかになってきている。	中村	委	琵琶	水質
76	p.2-3	3	水質面では、周辺部の開発に伴う汚濁負荷の増大や、圃場整備など農業水利システムの変化に伴う農業排水・濁水の影響や農薬・肥料の流出など農業排水も問題になっており、社会全体の水の利用量や利用方法を削減改善しなければ、琵琶湖の水質が改善されないことも、また明らかになってきている。	川上	委	淀	水需一般水質
77	p.2-3	8	また、下流府県の水需要の増大に対処するために、水資源開発を主目的とした琵琶湖総合開発事業が進んで新たな水利権を生んだが、その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題があり、 <u>った</u> 。治水上の要求にもとづく夏期の水位制限が秋・冬期の水位低下の頻発を招いている。	川上	委	淀	水需一般水質
78	p.2-3	8	また、下流府県の水需要の増大に対処するために、水資源開発を主目的とした琵琶湖総合開発事業が進んで新たな水利権を生んだが、その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題があり、 <u>治水・利水上の要求にもとづく夏期の水位制限が秋・冬期の水位低下の頻発を招いている</u> 。	西野		琵琶	水位
< 淀川流域 >							
79	p.2-3	13	木津川では、都市化の進展、ダム群による水質悪化の建設、農業・畜産業排水などによる水質汚濁が問題になっており、産業廃棄物処分場による水質や底質の汚染の危険性がある。	川上	委	淀	水需一般水質
80	p.2-3	17	淀川本川では、下水処理水の排水口と上水の取水口が隣接しており、下水処理した水を再び取水し、	川上	委	淀	水需一般水質
81	p.2-3	20	寝屋川、神崎川などの派川では、河川の浄化用水として淀川からの供給要望が強い。	川上	委	淀	水需一般水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
2 - 3 河川利用の現状と課題							
82	p.2-3	下から 10行目	2 - 3 河川・湖および沿岸域利用の現状と課題 <コメント> この節では「河川」で河川本体と河岸域を表現する形になっているが、琵琶湖の場合、流入河川の河川本体と河岸域、湖本体と湖岸域を記述の対象にしなくてはならず「河川」だけでは不十分ではないか。	中村	委	琵琶	水質
83	p.2-3	下から 4行目	とくに最近では、社会的要請に応じた流域の都市化の進展によって生じたものとはいえ、堤内地に整備されるべきグラウンド等が河川空間に設けられたことにより、高水敷は多くの人工構造物で覆われ、これらが河川の自然環境に悪影響を及ぼし、川と人との関わりを希薄なものとしている例も少なくない。	川上	委	淀	水需 一般 水質
84	p.2-3	下から 2行目	これらが河川の自然環境に悪影響を及ぼし、川と人との本来あるべき関わりを希薄なものとして阻害している例も少なくない。	川上	委	淀	水需 一般 水質
85	p.2-4	1	また、水上バイクのように、一部の人の無秩序な利用によっても、生物の棲息、繁殖など川本来の機能にダメージを与えられているほか、河川敷の不法占有・占拠、ゴミの不法投棄といったマナーの悪化・違法行為なども大きな問題となっている。	川上	委	淀	水需 一般 水質
86	p.2-4	3	河川敷の不法占有・占拠、ゴミの不法投棄といったマナーの悪化・違法行為なども大きな問題となっている。河川の維持管理には、治水上必要な補修・点検・巡視等のほか、除草・伐木・ゴミ処理等に多大な労力と費用を要している。	山本		淀	
87	p.2-4	4	なお、流域ごとの河川・沿岸域利用の現状を示すと、次の通りである。	中村	委	琵琶	水質
<琵琶湖流域>							
88	p.2-4	6	琵琶湖においては、外来魚の放流と外来魚の増殖が在来魚等の生態系へ悪影響を及ぼしており、	中村	委	琵琶	水質
89	p.2-4	6	琵琶湖においては、外来魚の放流と増殖が在来魚等の生態系へ悪影響を及ぼしており、湖底の砂利採取などが湖棚の幅を狭め、 <コメント> 「在来魚等の生態系」とは何でしょう。	三田村	委	琵琶	一般
<淀川流域>							
90	p.2-4	11	木津川、桂川の堤外民地の問題では、河川敷の不法占拠、不法工作物、不法耕作（桂川）、不法居住（淀川本川）等の問題がある	川上	委	淀	水需 一般 水質
91	p.2-4	10	また、水上バイク等の利用増加による水質悪化（有害物質の排出）や周辺地域への騒音も大きい問題となっている。 更に、沿岸域とくに湖岸一体は水辺公園として整備され様々なレクリエーション活動に利用できるようになった反面、利用マナーが守られず、水辺の自然生態系機能が破壊されたり、過度の人工化に伴う自然環境の悪化が指摘されたりしている。	中村	委	琵琶	水質
92	p.2-4	14	淀川本川では、高水敷の多くがゴルフ場、運動公園として整地されており、年間数百万人の人々が利用しているが、その利用のあり方に自然環境への配慮が欠けている面が問題である。また水上バイク等の水面利用も問題となっている。	川上	委	淀	水需 一般 水質
<猪名川流域>							
93	p.2-4	17	都市河川である猪名川の高水敷は、運動公園としての利用する要望が強く、地域によっては多くのグラウンドが整備されている。	川上	委	淀	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
2 - 4 河川環境の現状と課題							
94	p.2-4	26	一方において、こうした河川整備は、環境面において河川・湖沼およびその流域へ過度の負荷を与え、懸念される多くの問題を引き起こしている。すなわち、河道の掘削や直線化、コンクリートで固められた護岸、湖沼や湿地の干拓や埋め立て、 <コメント> (客観的事実と異なる点についての再指摘) 琵琶湖周辺の消失した内湖の大部分は干拓によって消滅した、また巨椋池も干拓によって消滅した(p. 1 - 3、下から8行目に記述あり)。面積でいえば、琵琶湖水系に存在した湿地のほとんどは干拓により消失したという歴史的事実を忘れてはいけない。	西野	琵琶		水位
95	p.2-5	1	ダムによる流砂の遮断や砂利採取は、河床低下や流路の固定化、植生の進侵入を招き、河川の生態機能を著しく低下させている。	西野	琵琶		水位
96	p.2-5	7	流域における人間活動、とくに大量生産・大量消費の生産・生活様式や開発行為は、健全な水循環を阻害するなど直接・間接に自然環境に大きな負荷を与え、水質をはじめ水域の水環境を悪化させ、人を含めた生態系にとって懸念される課題を引き起こしている。最近、環境ホルモンなどの農薬や工業用化学物質、家庭で使用される薬品などに含まれる微量有害化学物質、とくに環境ホルモン物質による環境汚染も懸念されている。	中村	委 琵琶		水質
< 琵琶湖流域 >							
97	p.2-5	11	琵琶湖とそれに注ぐ川においては、その中流域から下流域における、平常時の流水の欠如による瀬切れと、圃場整備や逆水灌漑による農業排水・濁水の問題、内湖の減少、干拓排水と沈殿物の堆積、土砂供給の減少や浜欠け、自然湖岸の減少、地下水の枯渇と汚染など多くの問題がおこっている。 <コメント> これは意味がわからない	中村	委 琵琶		水質
98	p.2-5	14	水位変動のリズムの消失および水質や底質の悪化が加わり、淀川固有の自然や生物多様性、すなわち固有の生態系の衰退・変貌、ナカセコカワニナ、イタセンバフなど多くの固有種、希少種の絶滅の危機を招いている。さらに、ヨシ原など河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュなどの樹林・河畔林の増大、ブラックバスなどの外来種の増加による在来種の減少、生息域の変化、生態系の劣化・変貌という生態環境の重大な問題を引き起こしている。	川上	委 淀		水需 一般 水質
99	p.2-5	18	近年は、北湖底の環境に大きい変化の起こっている可能性が指摘されているが、これが事実であるとすれば、将来の琵琶湖の全環境に対する影響は、極めて重大なものとなることは疑いない。 近年は、これまで限られた知見しかなかった北湖・湖底環境の状態に比較的はつきりとした異変の兆候があることが指摘されている。ここ数十年間にわたる琵琶湖の環境の変化をもとに考えれば、こういった兆候に十分注目しつつ陸域の人為活動や流況の改変に必要な配慮をしていくことが、将来、琵琶湖全域の環境が著しく悪化することを事前に阻止あるいは軽減する一つの手立てになることは疑いない。 <コメント> 湖底環境の異変の兆候は論文、学会発表等で指摘し、かつ新聞報道などを通して社会に情報還元しており、また、琵琶湖部会でもその概要を報告しましたので、こういった記述の方がよろしいかと思ます。	中村	委 琵琶		水質
< 淀川流域 >							
100	p.2-5	下から14行目	流路の固定化や高水敷の陸域化、植生の進侵入などのため河川の物理環境の単純化が起こり、	西野	琵琶		水位
101	p.2-5	下から13行目	植生の進侵入などのため河川の物理環境の単純化が起こり、これに洪水ピーク流量の減少、水位変動のリズムの消失および水質・底質の悪化が加わり、淀川固有の自然や生物多様性、	山本	淀		

	頁	行数	修正後	委員名	所 属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)		(敬称略)	委員会	部会
102	p.2-5	下から10行目	さらに、ヨシ原など河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュなどのニワウルシやシナサワグルミなど街路用樹による樹林・河畔林の増大、ブラックバスなどの外来種の増加による在来種の減少、生息域の変化、生態系の劣化・変貌という環境の重大な問題を引き起こしている。 <コメント> 鷺谷委員にも確認しましたが、ハリエンジュは関東での現象です。	有馬		淀	
103	p.2-5	下から4行目	治水・利水目的の上流ダム群による水位変動や土砂供給の減少、水質や底質の悪化(水温、富栄養化等)が進み、産業廃棄物処理場による汚染も問題となっている。	川上	委	淀	水需一般水質
<猪名川流域>							
104	p.2-6	3	河川敷内の植物は帰化外来種が優占しており、その他の生物にも在来種が減少しつつある。	有馬		淀	
105	p.2-6	7	下流域には短い区間に多数の堰等があり魚類の遡上・降下の阻害、水質の変化が見られる。	川上	委	淀	水需一般水質
106	p.2-6	8	下流域には短い区間に多数の堰等があり魚類の遡上降下の阻害、水質の変化と低下が見られる。	塚本	委	淀	一般
(生物生態系およびその機能を損なう主要な原因の列挙)							
107	p.2-6		・都市域における不浸透面積の増大がもたらす土壌や植生が果たしてきた自然浄化機能の低下 ・大規模な近代灌漑システムの構築、すなわち自然水路網の人工化ならびに新たな人工水路網の建造、に伴っておこる河川や湖への大量の農業排水の排出 <コメント> 適当な順序に上記の2項目を追加	中村	委	琵琶	水質
108	p.2-6	10	・健全な水循環の低下、流域におけるとくに森林域の水源涵養機能等の低下	中村	委	琵琶	水質
109	p.2-6	13	・ダムや堰による水位・流量調節による流れの連続性、生物の移動経路の分断、水位・水量変化の喪失 ・ほ場整備や逆水灌漑に伴う用排水分離による水路の連続性や水生動植物の移動経路の分断	西野		琵琶	水位
110	p.2-6	16	・ヨシ原など河川水域特有の植生の衰退、水質浄化機能の低下と水質の悪化 <コメント> 河川だけでなく、湖、沼、なども含まれる。	三田村	委	琵琶	一般
111	p.2-6	16	・ヨシ原など河川特有の植生の衰退、水質浄化機能の低下と水質・底質の悪化	川上	委	淀	水需一般水質
112	p.2-6	17	・固有種、希少種、猛禽類、河川特有水域の植生等の減少、外来種の増加 <コメント> 河川だけでなく、氾濫原、湖、沼、なども含まれる。	三田村	委	琵琶	一般
113	p.2-6	18	・縦割り行政による湖沼・河川水質の適正管理の欠如	川上	委	淀	水需一般水質
114	p.2-6	19	・富栄養化物質の増大と蓄積による水質・底質の悪化	川上	委	淀	水需一般水質
115	p.2-6	21	・琵琶湖の深層→深底部における水質等の急激な悪化 <コメント> 「深層」を入れるのなら、「深水層」にする。	三田村	委	琵琶	一般
116	p.2-6	21	・琵琶湖の深層・深底部における水質・底質等の急激な悪化	川上	委	淀	水需一般水質

	頁	行数	修正後	委員名 (敬称略)	所 属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)		委員会	部会	WG
117	p.2-6	21	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の深層・深底部における水質等の急激な悪化 琵琶湖沿岸部における底質の細粒化(または泥質化) 	西野		琵琶	水位
118	p.2-6	下から 8行目	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の深層・深底部における、水質などの急激な悪化・底質・底生生物相の著しい変化 水の人為的繰り返し利用は現状では必ず水質劣化を引き起こすという基本理念認識の欠如 世界有数の古代湖を含む、特有の生物多様性とその生態系機能の瀕死化著しい低下 健全な自然環境に依存する伝統的産業の衰退とそれに伴う生態系の悪化 	中村	委	琵琶	水質
119	p.2-6	下から 2行目	<ul style="list-style-type: none"> 農薬や家庭・工業薬品中に含まれる環境ホルモンなどの微量有害化学物質の排出・生成と蓄積、それによる健康リスクの著しい増大 <p><コメント> 著しく増大しているとは考えられていない</p>	中村	委	琵琶	水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
3 新たな河川整備の理念							
120	p.3-1	2	治水と利水を主目的として進められたこれまでの川づくりは、水害が無くなったかのような安全感と、無限に豊かな水に恵まれたかのような生活感をもたらした。	川上	委	淀	水需 一般 水質
121	p.3-1	4	しかし、水害は一向に克服されず、際限なく水資源を開発し <u>続けたこと</u> によって河川環境は本来の姿とは程遠いほど <u>かけ離れて著しく悪化</u> している。	川上	委	淀	水需 一般 水質
122	p.3-1	5	しかし、水害は一向に克服されず、際限なく水資源を開発し、河川環境、特に都市化した河川では本来の姿とは程遠いほど悪化している。	塚本	委	淀	一般
123	p.3-1	6	平成9年の河川法の改正により、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が新たに加えられ、いま行き詰まった川づくりを打開する21世紀の新たな川づくりの幕が上がるとうしている。	川上	委	淀	水需 一般 水質
124	p.3-1	11	いま、新たな理念のもとで「川を活かし・川に活かされる河川整備」を全国に先駆けて始めることは、この流域のさまざまな課題解決に関わるわれわれの使命である。	川上	委	淀	水需 一般 水質
3 - 1 河川整備に関する基本認識							
125	p.3-1	13	経済効率や短期の利便性を中心としてきた考え方を、 <u>長期的な視野</u> で多様な価値を持つ淀川水系の自然を保全・回復させることに変え、	川上	委	淀	水需 一般 水質
(1) 総合的判断に基づき、自然と人間の歴史を見据えた、予防原則に基づく川づくりへ							
126	p.3-1	16	(1) 総合的判断に基づき、自然と人間の歴史を見据えた、 <u>予防原則</u> 予見に基づく川づくりへ	川上	委	淀	水需 一般 水質
127	p.3-1	23	環境変化の多くはある時点で突然顕在化し、その変化は不可逆的かつ時間が経つにつれてその影響が大きくなることの多い事実に鑑み、 <u>予防原則</u> 予見に基づいて総合判断を行う。	川上	委	淀	水需 一般 水質
(2) 各地域の持つ文化・風土・歴史的な価値や特性を考慮し、流域全体・社会全体で対応する川づくりへ							
128	p.3-1	下から5行目	治水・利水等に関しても、川の中だけでは直轄管理にかかる河道内だけで対処しようとするのではなく、流域全体で対応する方向に転換する。	川上	委	淀	水需 一般 水質
129	p.3-1	下から3行目	また、物理的・社会的・心理的に人と川や湖とが親しく結びつく状況をつくり上げ、災害等に対してしたたかに対処できることを目指す施策を行う <u>めざす</u> 。	川上	委	淀	水需 一般 水質
130	p.3-1	下から2行目	それぞれの地域がもつ多様な地理的・自然的特性や風土、長いあいだ培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じたやりかたで、	川上	委	淀	水需 一般 水質
131	p.3-1	最終行	それぞれの地域がもつ多様な地理的・自然的特性や風土、長いあいだ培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じたやりかたで <u>培われてきた作法と手法</u> で、	川上	委	淀	水需 一般 水質
(3) 主体的な住民参加による川づくりへ							
132	p.3-2	6	その結果についてモニタリングを行ない、さらに知恵を出す <u>順応的</u> 方式へと転換する。	川上	委	淀	水需 一般 水質
(4) 柔軟で戦略的な川づくりのための、計画アセスメントと順応的管理の導入へ							
133	p.3-2	9	以上のような川づくりを、効果的・効率的かつ柔軟に推進していくため、複数案の比較評価、 <u>戦略的環境アセスメント</u> 手法の検討評価結果の意思決定への反映、事後継続評価等を考慮した計画アセスメントを導入する。	寺川	委	琵琶	水需 ダム

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
3 - 2 新たな治水の理念							
134	p.3-2	22	また水害危険区域にまで安全性を過信した乱開発が及ぶなど、本来治水を目的とした整備が <u>の進捗が却って被害ポテンシャルを増大させるという矛盾した問題が生じさせている。</u>	川上	委	淀	水需一般水質
135	p.3-2	下から9行目	しかも、これまでの河川整備による堤防は、高規格堤防（スーパー堤防）等を除いて、対象規模以上の洪水に対しては無力に近いという弱点がある。	川上	委	淀	水需一般水質
136	p.3-2	下から6行目	さらに大規模の洪水による水害が発生すると整備水準もまた引き上げる、ということを繰り返すことになるなった。	川上	委	淀	水需一般水質
137	p.3-2	下から3行目	「水害の連鎖からの脱却」を新たな理念とし、最も重要な目標の一つであるに向けて、 <u>新たな目標を設定する。まず、現況における各河川区間の治水安全度に関する情報を徹底的に開示して、河川管理者の立場から水害の連鎖につながる関係地域での非計画的な開発行為を極力抑制させる方策をとり、現況堤防による治水安全度の確保を図る。その上で、「破堤による壊滅的な被害の回避」を緊急計画的に実施するしていく必要がある。</u> <コメント> 緊急に実施するとあるが、膨大な経費のかかる施策を長大な河川全区間にわたって実現を図ることは、バブル期以前の経済妄想下では発想できたかもしれないが、現状では難しい。 水害の連鎖が引き起こされた原因を絶つためには、これまで余りにも不足していた堤防の安全性に関する徹底した情報の開示を行い、現況の安全度を低下させるいかなる非計画的開発をも阻止する強力な意思と行動を示さなければ、「水害の連鎖からの脱却」は今後ともできないであろう。 想定し得るあらゆる規模の洪水に対して破堤のない堤防造りといった施策は、予算制約下で計画的に且つ段階的に進めていかざるをえないが、いずれの河川区間から実施すべきか、その順序付けを住民参加という新たな計画手法の下で今後どのように決定しなければならないかを示すことこそ新しい河川整備計画での重要事項と言えよう。	畑		猪	
3 - 3 新たな利水の理念							
138	p.3-3	4	「破堤以外による壊滅的な被害を無視する」ものでもなければ、「軽微な被害を許容する」ものでもない。また、 <u>堤内、水辺移行帯の外を広くゾーン化することによって、近年の激しい土地利用を取り戻し、その連続性での暮らしから川・湖・水系への関心と親しみを高める一方「治水上の安全」をも増大させることが必要である。</u>	塚本	委	淀	一般
139	p.3-3	20	「世界水ビジョン」でも取り上げられたように、人口増加に伴う食料不足や水不足は国際的な大問題であり、 <u>農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されており、輸入大国として世界の水を消費するわが国は、</u> <コメント> p.2-2 下から4行目より移動	川上	委	淀	水需一般水質
3 - 4 新たな河川利用の理念							
140	p.3-3	下から9行目	河川空間については、水面を自由に使用させ、高水敷に <u>ゴルフ場、グラウンド、河川公園を整備することによって数多くの人が訪れるようになった。</u>	川上	委	淀	水需一般水質
141	p.3-3	下から8行目	しかし、このような利用の大部分は人が川に親しむ <u>というものではなく、</u>	川上	委	淀	水需一般水質
142	p.3-3	下から3行目	したがって、河川本来の姿を取り戻すためにも、 <u>今後は「河川生態系と共生する利用」を基本とし、</u>	川上	委	淀	水需一般水質
143	p.3-4	1	例えば、高水敷で運動すること自体はなんら規制されないが、 <u>人工物で被覆して運動グラウンドとして利用することはスポーツグラウンドなどとして管理・利用させることは本来の河川のあり方に相応しくない。</u>	川上	委	淀	水需一般水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
144	p.3-4	6	川に活かされた利用とは、川に近づき、川の恵みを楽しみ、川の魅力に触れる利用であって、川に親しむ、川で遊ぶ、川に学ぶなどはこの範疇に入る。 <コメント> スポーツランドとしての利用も、利用者側から言うと「川に親しむ」「川で遊ぶ」ことだと主張するであろう。	川上	委	淀	水需 一般 水質
145	p.3-4	9	太古の昔より、川の流に人生を重ねるかのように、人は川を敬い、川を愛してきた。いま、人は川を離れ、川は親しみにくいものになってはいないか。なり、人々は川から離れてしまったのではないだろうか。	川上	委	淀	水需 一般 水質
146	p.3-4	11	われわれは「人間中心の利用」しか考えず、をし、それが河川の環境を悪くした一因にもなっている。	川上	委	淀	水需 一般 水質
147	p.3-4	12	われわれは「人間中心の利用」をし、それが河川の環境を悪くした一因にもなっている。これを反省して本来河川のもつ貴重な自然の要因をよく学び、「河川生態系と共生する利用」を基本としなければならない。	塚本	委	淀	一般
3 - 5 新たな河川環境の理念							
148	p.3-4	下から 8行目	これらの問題を解決するには、これまでのような人間の生命財産の保全を中心とする河川整備から、人の文化を含めた生態系を貴重な財産として尊重し、「河川や湖の環境の保全と回復を重視」した河川整備へと変更をする必要がある。「環境の保全と回復」をはかるには自然の摂理からなる風土を基としてきた歴史と文化を尊重しなければならない。例えば、水位・流量・流速などを単調かつ過度にコントロールすることは生態系のリズムを乱すことにつながる。	塚本	委	淀	一般
149	p.3-4	下から 3行目	自然界のリズムにしたがった変動を保ち、河川の連続性、健全な水循環によってもたらされる水質や水温、適正な流砂と河川・河岸変動等が多様な生態系を生み出している。す。	川上	委	淀	水需 一般 水質
150	p.3-4	下から 2行目	河川や湖の環境にかかわる問題はその外の暮らしなど多岐にわたりかつ相互に複雑に絡み合うが、自然の摂理を尊重した整備が河川や湖の環境の保全と回復につながるのである。	塚本	委	淀	一般
151	p.3-4	最終行	河川や湖の環境にかかわる問題は多岐にわたりかつ相互に複雑に絡み合うが、自然の摂理を尊重した整備が河川や湖の環境の保全と回復につながるのである。 これらの理念にもとづき河川管理がすすめられているか数年ごとに評価、点検を行い、必要に応じて見直しをはかる。	本多		猪	ダム

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
4 新たな河川整備計画のあり方							
4 - 1 河川整備計画に関する基本事項							
(1) 計画策定の視点							
1) 総合的な水管理							
152	p.4-1	5	総合的な水管理には、 <u>持続可能な社会の形成という国際理念の観点から、国の経済・社会政策全体の枠内に組み入れることが最重要である。</u> <コメント> アジェンダ2 1 (環境基本計画) 等の理念を入れて修正案をお送りします。	山村	委		一般
153	p.4-1	5	総合的な水管理には、 <u>国の経済・社会政策全体の枠内に組み入れることが最重要と密に関係しており基盤をなすものである。</u> 。水は生態系に不可欠な一部であり、また天然資源、さらには社会的・経済的財産であるとする考え方に基づいて、水系の側面と流域の側面を統合すべきである。 <コメント> 風土・歴史や文化の基盤> 国	塚本	委	淀	一般
<地域性、治水・利水・環境バランスの配慮>							
154	p.4-1	9	流域の健全な水循環・物質循環・流砂系と生態系・ <u>生物多様性のを含む生態系の</u> 保全を目指し、 <コメント> 「・」でつなぐ言葉でない。	三田村	委	琵琶	一般
155	p.4-1	9	流域の健全な水循環・物質循環・流砂系と <u>一体をなす生命の循環の生態系・生物多様性の</u> 保全を目指し、	塚本	委	淀	一般
156	p.4-1	11	治水、利水を目的とした整備が河川環境に与える影響を踏まえて、 <u>地域ごとに優先地域的特性や川の個性が重視される施策や事業を計画する必要がある。</u>	川上	委	淀	水需 一般 水質
<長期的な視点による検討>							
157	p.4-1	12	<長期的持続可能な視点による検討> <コメント> アジェンダ2 1 (環境基本計画) 等の理念を入れて修正案をお送りします。	山村	委		一般
158	p.4-1	12	<長期的な視点による健闘> <コメント> 「長期的」という表現が漠然としている。どれくらいが長期的か？これまでの河川整備計画より長期的の意か、百年程度か、それ以上か？	中村	委	琵琶	水質
159	p.4-1	13	長期的持続可能な影響を考慮した河川のあり方を検討すべきである。 <コメント> アジェンダ2 1 (環境基本計画) 等の理念を入れて修正案をお送りします。	山村	委		一般
160	p.4-1	15	地球温暖化による影響、社会構造の変化による影響も長期的な視点から <u>で検討す</u> 順応的にとり組むべきである。	川上	委	淀	水需 一般 水質
2) 流域圏に着目した総合的管理計画							
161	p.4-1	17	国土の持続的な利用と健全な水循環系の回復を <u>と持続可能な活用を可能とするため、流域及び関連する水利用地域や氾濫原を「流域圏」としてとらえ、</u>	川上	委	淀	水需 一般 水質
<ソフト施策の推進>							
162	p.4-1	21	流域全体・社会全体での対応として <u>流域をにらんだ、</u> 地域における意思決定の仕組み、	塚本	委	淀	一般
163	p.4-1	23	例えば、河川の水域・湖面・河川敷などの利用における <u>流域に対応する地域の</u> コンセンサスの形成、	塚本	委	淀	一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
< 住民、関係団体、他省庁等との連携 >							
164	p.4-1	下から 7行目	< 住民、 <u>NGO・NPO</u> 関係団体、他省庁等との連携 >	寺川	委	琵琶	水需 ダム
165	p.4-1	下から 7行目	< 住民、関係団体・ <u>機関</u> 、他省庁等との連携 >	塚本	委	淀	一般
166	p.4-1	下から 6行目	ソフト施策推進のためには、計画策定および推進において、住民、関係団体、他省庁、地方自治体等との連携が必要必須である。	川上	委	淀	水需 一般 水質
3) 健全な水循環の保全、回復と需要の抑制							
167	p.4-1	下から 4行目	3) <u>生命循環の基となる健全な水循環の保全、回復と需要の抑制</u>	塚本	委	淀	一般
168	p.4-1	下から 3行目	流域の水源涵養機能の保全と回復とともに、雨水浸透、地下水の涵養、 <u>高度処理</u> した下水の河川への還元など、水循環の健全性と、節水・有効利用などによる需要の抑制施策を展開する。 <コメント> 高度処理 水の疲労？	塚本	委	淀	一般
4) 文化・地場産業・伝統を継承・育成できる川づくり							
169	p.4-2	2	修正対象： 川は文化や伝統などを支えてきた。健全な水系を維持するには、行政と市民とのパートナーシップによって川づくりや森づくりを進め、文化・地場産業・伝統を、継承・育成できる施策を盛り込むべきである。 修正後： 琵琶湖・淀川水系の湖や河川は、悠久の歴史を歩みつつ、それぞれの地域や流域で個性的な水文化、川文化を育み、くらしや産業を支えて特徴ある「風土」を形成して来た。いまも川辺に祀られている水神や神社が象徴するように、川は信仰の対象であり、祭りの場でもあった。それは水や川の恩恵に対する人々の感謝の念の現れであるとともに、水害や事故など突如として人々を襲う水災に対する畏敬の念の現れでもあった。しかし、経済や効率がくらしの価値観の中心になるにつれて、このような心象が徐々に失われ、それとともに川と一体のくらしぶり、美しい風景、日がな一日川で遊ぶ子どもの姿、豊かな漁獲に裏づけられた食文化などが失われた。今後、健全で豊かな風土を維持、継承するためには、治水や利水の観点からの整備を進めるだけでなく、豊かな森づくり、美しい川づくり、川と一体となったまちづくり、誇りと節度あるくらし方などを基本理念として、地域や流域の文化、伝統を継承してゆけるような施策を河川整備計画の中に盛り込むことが重要である。 <コメント> 文章を再構成	川上	委	淀	水需 一般 水質
170	p.4-2	2	川は文化や伝統などを支えてきた。健全な水系での暮らしを維持するには、行政と住民・市民とのパートナーシップによって互いに補い合う信頼関係を築く過程で川づくりや森づくりを進め、文化・地場産業・伝統を、継承・育成できる施策を盛り込むべきである。 <コメント> パートナーシップは流行的な使われ方が多くなり近く死語になるのでは？	塚本	委	淀	一般

	頁	行数	修正後	委員名 (敬称略)	所 属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)		委員会	部会	WG
< 地域の特性に合わせた基準の検討 >							
171	p.4-2	5	<p><地域の特性に合わせた基準の検討> これまで流域一律で考えられてきた治水、利水、利用、環境に関する基準を、その内容に応じて見直し、地域の特性や住民の意見を反映した独自の基準づくりを進める。そのためには、地域における意思決定の仕組みも同時につくっておく必要がある。 <文化・風土・歴史的な価値や特性への影響の配慮> 事業の影響を検討するには、自然環境面だけでなく、文化・風土・歴史的な価値、特性への影響も踏まえて検討する。 また、これまで主として実施されてきた治水、利水事業に関する全国一律の基準は、前述の理念を実現するためにその内容を見直し、河川や地域の特性、住民の意見を反映した個性ある地域づくり、川づくりを進める。 <コメント> 文章を再構成</p>	川上	委	淀	水需 一般 水質
< 文化・風土・歴史的な価値や特性への影響の配慮 >							
172	p.4-2	9	<文化・風土・と歴史的な価値や文化の特性や価値への影響の配慮>	塚本	委	淀	一般
173	p.4-2	10	事業の影響を検討するには、自然環境面だけでなく、文化・風土・と歴史的な価値、文化の特性、価値への影響も踏まえて検討する。	塚本	委	淀	一般
(2) 計画策定のプロセス							
174	p.4-2	13	<p>河川整備計画案 には、説明責任に基づいてそれに至った判断形成単に検討の結果のみを記載するだけでなく、策定に至る過程を明らかにする必要がある。そのため、河川整備計画原案には、最終案だけでなく、設定とともに、検討した複数の代替案についてのやそれに対する評価結果など、計画策定の判断過程に関する情報を、検討過程も含めてをも記載し、公表する必要がある。 <コメント> 文章を再構成</p>	川上	委	淀	水需 一般 水質
1) 整備計画案の行政評価							
175	p.4-2	17	1) 整備計画案の行政における評価のあり方	川上	委	淀	水需 一般 水質
176	p.4-2	18	<p>整備計画のなか中の施策、とくに施設計画については、事業をしないことを含めた環境アセスメントを実施した上で、計画の本体並びに代替案を考え、それぞれについて費用効果（便益）/費用分析の手法による評価がなされるべき必要である。これは環境アセスメントとともになされこの場合、費用（コスト）の中には、環境資源や生態系資源も含めるべきである。の価値自体の損失または負荷も適正に評価して繰り入れることが必要である。また、計画を実施しない場合の影響や結果の予測も必要である。</p>	川上	委	淀	水需 一般 水質
177	p.4-2	19	計画のなかの施策、とくに施設計画については、事業をしないことを含めた代替案を考え、それぞれについて対費用効果（便益）分析の評価がなされるべきである。	松本		猪	
178	p.4-2	19	計画のなかの施策、とくに施設計画については、事業をしないことを含めた代替案を考え、それぞれについて費用効果（便益）分析の評価がなされるべきである。これは環境アセスメントとともになされ生命の循環と深く結びつき、費用（コスト）の中には、環境資源や生態系資源をも含めるべきである。	塚本	委	淀	一般
179	p.4-2	20	計画のなかの施策、とくに施設計画については、事業をしないことを含めた代替案を考え、それぞれについて費用効果（便益）分析の評価がなされるべきである。これは環境アセスメントとともになされ、費用（コスト）の中には、環境資源や生態系資源価値の劣化も含めるべきである。	中村	委	琵琶	水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
2) 水循環系の環境への影響評価							
180	p.4-2	22	2) 水循環系の環境への影響評価	川上	委	淀	水需一般水質
181	p.4-2	23	人間の諸活動は、 <u>洪水流量の増大、平常時流量の減少、地下水の枯渇や汚染、水質の悪化、生態系破壊など水循環系に様々な負の影響を与えてきた。洪水流量の増大、平常時流量の減少、水質の悪化、生態系の変化など、さまざまな弊害を及ぼすことがある。これらの影響をできるだけ定量的に評価し、その結果を広く発信するとともに、各情報公開して、住民、行政、事業者など水系の水循環に関わる全ての主体の責任ある活動行動を促すことが必要である。</u> <コメント> 文章の整理	川上	委	淀	水需一般水質
3) 計画環境アセスメント							
182	p.4-2	下から7行目	3) 計画環境に関する計画アセスメント	川上	委	淀	水需一般水質
183	p.4-2	下から6行目	計画のなかの施策ごとに、計画アセスメントがもなされるべきである。 <コメント> 現在わが国ではアセスメントは初期段階で確立されていない今後のテーマ	塚本	委	淀	一般
(3) 計画の執行管理システム							
184	p.4-2	下から4行目	整備計画ならびにその個々の施策の代替案には、計画の実効性確保のためのシステムと、計画実施後のモニタリング、見直し・修正を可能とするシステムが盛り込まれるべきである。とくに新しい理念に基づく整備計画は、 <u>当面、既成の自治体の整備計画や工事实施計画と整合しないことも考えられる。これらを整合させ調整するため、河川が地域住民の共有財産であるという認識のもとに、整備計画の執行管理をすすめる第三者的調整機関としての(仮称)流域協議会のなどを設置を盛り込み、流域住民の責任ある主体的なや学識経験者などの参加等がとくに重要である。</u>	川上	委	淀	水需一般水質
185	p.4-3	1	・・・める第三者的機関としての協議会の設置を盛り込み、 <u>流域・地域住民の責任ある主体的な参加等がとくに重要である。</u> <コメント> 現在の都市化した市街地の状況を考えれば	塚本	委	淀	一般
186	p.4-3	4	地域に密着した総合行政を担う地方公共団体自治体および関連する他行政が、	川上	委	淀	水需一般水質
187	p.4-3	4	良好な河川環境の形成は、河川管理者だけの取り組みだけでは限界があり、流域住民、地域に密着した総合行政を担う地方公共団体および関連する <u>その他の行政機関が、緊密な連携・協議を図って取り組むべきである。</u>	松本		猪	
188	p.4-3	4	良好な河川環境の形成は、河川管理者だけの取り組みだけでは限界があり、流域住民、地域に密着した総合行政を担う地方公共団体および関連する他行政と機関等〔例・財〕 <u>河川環境財団(研究部)、琵琶湖・淀川水質保全機構等</u> が、 <u>緊密な連携・協議を図って取り組むべきである。</u>	塚本	委	淀	一般
<順応的管理の導入>							
189	p.4-3	7	柔軟な水系づくりを行うためには、事業の規模や内容による評価の時間軸を定め、 <u>それに従ってモニタリング等の実施により、計画推進の度合いや効果・環境への影響等をチェックし、評価結果によっては、事業を見直しまたは中止も行うことができる仕組みが必要である。</u> <u>健全な水循環系を保全するために、治水・利水・河川環境保全など河川管理や河川整備を統合的かつ柔軟に実施するためには、計画的にモニタリングを行い、流域住民や学識経験者の参加による第三者的機関の評価によって、事業を見直し、あるいは、中止することができるしくみを導入することが必要である。</u>	川上	委	淀	水需一般水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
190	p.4-3	8	それによってモニタリング等の実施により、計画推進の度合いや効果、 <u>人の暮らしの状況変化を含む環境への影響等をチェックし、評価結果によっては、事業を見直したまたは中止も行なうことができる仕組みが必要である。</u>	塚本	委	定	一般
4 - 2 治水計画のあり方							
191	p.4-3	14	これまでの河川整備は水害が発生するたびに河川の整備水準を引き上げる、 <u>それがさらに大きな水害を誘発するという「水害の連鎖」に陥る可能性が大きい。これを脱却することが新たな治水の理念目指すところであり、最も重要な目標の一つが「破堤による壊滅的な被害の回避」である。</u> <コメント> 脱却するという行為・意志を「理念」と呼びづらい？	畑			猪
192	p.4-3	18	水害頻発地域あるいは水害発生危険地域については、それぞれの地域の特性に応じた <u>新たな治水計画が必要である。</u> <コメント> 洪水の効用も含む	塚本	委	定	一般
(1) 破堤による壊滅的な被害の回避							
1) 河川対応							
193	p.4-3	下から 2行目	しかし、 <u>土地利用の整備とまちづくりの一環として行わねばならないため、広く堤内のゾーン化など連続堤としての完成には長い年月を要し、スーパー堤防のみに依存することはできない。</u>	塚本	委	定	一般
194	p.4-4	5	<u>このため、かつての堤防で浸透破壊防止用として粘土コアを用いた発想を拡張して、堤防中央部に自立式のコンクリート壁あるいは鋼矢板や鋼管を設置したハイブリッド堤防のような新たな構造の堤防の整備についての検討が必要である。</u> この方法は、堤体に異物を入れないという原則に反するとの理由で、これまでほとんど検討されなかったが、 <u>河川環境に与える影響が少なく、従前の景観を維持できるうえに、耐震性の面でも優れている。</u> とくに、水衝部や天井川等で、堤防の幅が困難な場合に適した工法といえる。ただし、 <u>耐久性や地下水への影響等についての検討が必要である。</u> <コメント> 上記については非常に具体的な工法に関する記述で、かつ、これまで検討されなかったこと、優れた...適した工法であること、などに言及されているが、本委員会の提言としてはもう少し幅広に記述してもらえないだろうか。というのは、一般の(治水専門化以外の)委員は、この具体的な工法を推奨することに若干無責任に賛成することになるのだが、その意味(たとえば「そうではない」と反論されたときの対応の仕方)がよく分かっていない。	中村	委	琵	水質
195	p.4-4	10	とくに、水衝部や天井川等で、堤防の幅が <u>極端に困難な場合に適した工法</u> といえる。ただし、 <u>耐久性や地下水への影響等についての検討が必要である。</u>	塚本	委	定	一般
2) 流域対応							
196	p.4-4	18	これまでの河川整備では、 <u>万一の場合、どこで破堤するかはまったく不定であるとされている。</u> しかし、 <u>今後の計画においては科学的予知技術の開発・適用が必須である。</u> 全体としての被害を <コメント> 河川流量の計算・予測手法が発達してきており、破堤危険箇所の確率表示は既に可能であり、各河川区間の災害危険度を住民に分かりやすく説明することができる。治水安全度で示されるところである。従って、 <u>開発・適用</u> というより、 <u>改良・適用</u> とすべきかもしれない。	畑			猪
197	p.4-4	20	<u>洪水氾濫を誘導することも重要な課題である。したがって、かつて多用された霞堤や越流堤の検討も重要である。</u> が、 <u>河川近傍に適地を見出すことが難しい状況下で、予想被害額と災害復旧費等の総合的な比較、並びに関係者との合意形成に関する慎重な検討が必要である。</u> <コメント> 都市域での床下浸水と農地等への氾濫浸水による土砂流入を比較した場合、災害復旧費を含む被害額は後者が高くなるケースが多いと考えられる。	畑			猪

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
(2) 水害危険地域への対策							
198	p.4-4	27	これらの地域についてはそれぞれの地域の特性に応じた、現在の治水安全度を確保することも低下させるような開発を抑制するとともに、安全度を高める方を常に検討することが重要であり、上下流への影響を配慮する、地域整備を組み合わせた河川整備を行う必要がある。また、「水害の連鎖」に陥らないよう、地域の安全性に関する科学的情報を常に広報し、水害ポテンシャルを現今以上に高くない努力が、上下流への影響を配慮する、地域整備を組み合わせた河川整備を行う必要がある。 <コメント> 水害頻発地域への対応に関して記述が弱い、より分かりやすい対策を示す必要があると思われる。	畑		猪	
199	p.4-4	最終行	なお、狭窄部は、治水面で障害となる場合が多いが、歴史、景観等の面から国民的財産としての価値も高いため、開削することはできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用することが望ましい。本来河川は洪水も含め人々の365日、日々の付き合いが生業とともに暮らしに馴染んでいたことを忘れてはならない。	塚本	委	定	一般
4 - 3 利水計画のあり方							
(1) 精度の高い水需要予測							
200	p.4-5	7	(1) 精度の高い水需要予測と確認	塚本	委	定	一般
201	p.4-5	9	これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が公表されないという不満があった。 <コメント> 委員会、部会、W/Gにおける水道事業者の説明、意見聴取により「過大である」ことが明らかになったので、明確に表現すべきである。	川上	委	定	水需 一般 水質
202	p.4-5	11	したがって、これからの水需要予測では、より精度の高い予測と確認を行うための手法をまず開発しなければならない。また、水需要予測と確認に関わる情報を公表するとともに、確認と吟味のため一定期間ごとに予測の見直しを行い、特に疑問が出たときは、実体を共有するとともに利水計画に反映させる必要がある。	塚本	委	定	一般
(2) 節水・再利用・雨水等の利用							
203	p.4-5	17	住民もまた、水を大量に消費するこれまでのライフスタイル生活方法を、節水型のものへと転換する必要がある。 <コメント> 「ライフスタイル」も流行ことば的となり、近く死語に？	塚本	委	定	一般
204	p.4-5	17	これまでの節水は、主として湯水時の対策として検討されてきたが、これからは平常時の対策として積極的に推進するものとする。住民もまた、水を大量に消費するこれまでのライフスタイルを、節水型のものへと転換し、節水目標をもつ必要がある。必要がある。	本多		猪	ダム
205	p.4-5	18	水を循環・復利用することで河川水の純消費量が節減できるので、これからは生活用水、工業用水、農業用水のいずれについても、再利用を積極的に推進する必要がある。 また、家庭や地域での雨水利用を推進するとともに、井戸水等の多様な水源の確保を積極的に進める。 <コメント> 水疲労への影響？	塚本	委	定	一般
(3) 用途変更							
206	p.4-5	下から 9行目	河川から取水する権利には、許可水利権と慣行水利権とがある。工業用水など許可水利権、農業用水を中心とする慣行水利権については、河川管理者が一定期間ごとに見直ししてきたが、 <コメント> 工業水利権についても見直しされたことがないのでは？工業水利権は循環利用が進み利用実態と乖離している。	川上	委	定	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加:ゴシック+下線、削除:ゴシック+取消線、 コメント対応:ゴシック+斜体、全文修正:ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
207	p.4-5	最終行	農業用水としての利用が減少した場合でも、単純に用途変更をするのではなく、 <u>農業の復元の実体をも考慮した農業用水路</u> とともに自然豊かな地域資源として再生することが必要である。	塚本	委	淀	一般
(4) 環境流量							
208	p.4-6	1	(4)環境保全流量 <コメント> 「環境保全流量」とした方がより意味が伝わりやすいのではないのでしょうか。	松本			猪
209	p.4-6	7	生態系の維持に必要な攪乱機能を含み、大小流量とも限界が設定されない <u>具体をと</u> もなった概念的なものである。 なお、攪乱機能を補償するためにダム・堰等の放流操作のみで対応すると、これらの利水機能を低下させる恐れがあるため、高水敷の切り下げなどの <u>自然の状態</u> に近づく、 <u>ここでもランダム3次元的な河道形状</u> による対応を検討する必要がある。	塚本	委	淀	一般
(5) 水需要管理協議会							
210	p.4-6	17	水需要管理協議会は、関係省庁、自治体、水道事業者、慣行水利権者等の利水に関わるすべての関係者と、 <u>学識経験者、住民代表等</u> が参加して、水需要についての協議・調整を行うもので、 <u>河川管理者が主催・運営し、学識経験者、住民代表等も参加させた</u> 公開のものとする。	山本			淀
211	p.4-6	18	水需要管理協議会は、関係省庁、自治体、水道事業者、慣行水利権者等の利水に関わるすべての関係者が参加して、水需要についての協議・調整を行うもので、 <u>河川管理者が主催・運営し、学識経験者、住民代表、住民団体等も参加させた</u> 公開のものとする。	本多			猪 ダム
(6) 順応的な水需要管理							
212	p.4-6	下から 10行目	気候変動や社会情勢の変化あるいは地域条件などにより、新たな水資源の開発が避けられない要請される場合もあり得る。このような不確定要素に対応するには、 <u>順応的な水需要管理</u> を行うことが重要である。	山本			淀
4-4 河川利用計画のあり方							
213	p.4-6	下から 7行目	4-4 河川・湖および沿岸域利用計画のあり方 <コメント> 「1-2 琵琶湖の特性」で述べている琵琶湖の場合、流入河川と琵琶湖の湖岸の両方を扱うから。この節全体として、あるいはこの提言全体を通して、河川利用が、琵琶湖の場合の流入河川利用と湖岸利用を全て含む意味だということを最初に述べておけば良いのかもしれない。たいしたことはないのですが、「河川生態系」、「川でなければ」、「河川・湖岸・水辺」などと様々な表現が使われていて、どこまでが「川」だけの話で、どこが「川と湖」なのか、などがあまりはっきりしない。	中村	委	琵琶湖	水質
(1) 基本的な考え方							
214	p.4-6	下から 5行目	1) 河川利用にあたっては、「 <u>河川生態系と共生する利用</u> 」の <u>という理念に転換</u> するため、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する。	川上	委	淀	水需 一般 水質
215	p.4-6	下から 5行目	1) 河川利用にあたっては、「 <u>河川生態系と共生する利用</u> 」「 <u>誰〔何人〕でも、何時でも</u> 」のため、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する。さらに、「 <u>川でなければできない利用・川に活かされた利用</u> 」という観点から、堤内地などで代替できる機能は長期的には堤内に移行させることを目標とし、また、 <u>河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限する</u> 。このため、適切な利用に向けた規制等の仕組みづくりを行う。 <u>以下での規制やルールづくりでの基本も、特に堤内への「生活環境」の動きが波及してこそ相乗効果とともに実現にむけて効果的である。</u>	塚本	委	淀	一般
216	p.4-7	3	2) 今後の利用については、 <u>川でなければ出来ない利用</u> (漁業や遊漁、水・水辺の植物とのふれあい、河原などを利用した遊び、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど)は、 <u>川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである</u> 。 <コメント> 語意が強すぎる。	川上	委	淀	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
217	p.4-7	12	4) 河川利用にあたっては、地域的特性の配慮が必要である。琵琶湖は、流域全体に水を供給している重要な水資源であるが、数百万年というきわめて長い歴史の中で固有の生態系を育ててきた貴重な古代湖であることを忘れてはいけない。 <コメント> 琵琶湖の歴史は数百万年もない。古琵琶湖を入れると数百万年になるが、現琵琶湖とまったく異なる湖であるため歴史をそれほど長くは考えない。現琵琶湖を堅田累層まで含めても100～130万年前、通常30～40万年前と考えられている。それこそ「古代湖」ではなく「誇大広告湖」になる。	三田村	委	琵琶	一般
218	p.4-7	16	4) 河川利用にあたっては、地域的特性の配慮が必要である。琵琶湖は、流域全体に水を供給している重要な水資源であるが、数百万年という長い歴史の中で固有の生態系を育ててきた貴重な古代湖であることを忘れてはいけない。そのため、利用にあたっては、とくに環境への十分な配慮が必要である。また、例えば猪名川の下流部のように、既に人間による改変が相当程度行われている「里川」的な河川については、一定の管理が必要である。「自然は自然にしか創れない」との摂理から、河川環境は自然の回復力によって復元していくことが望ましいが、場所によっては人間が手を添えて、自然の営力の回復を少しだけ手助けし、あとは順応的管理をするというような措置もを講じることも考える。	川上	委	淀	水需 一般 水質
219	p.4-7	16	河川環境は自然の回復力によって復元していくことが望ましいが、場所によっては人間が手を添えて、 <u>また極端に川の定をなさない程激しく都市化された河川では、懸命にひとつでも自然の要因をとりいれ、自然の営力の回復を手助けするような措置もを講じることも考える。</u>	塚本	委	淀	一般
(2) 水域利用							
220	p.4-7	20	利用の適正化のためのルールを設定を <u>考える</u> する。	川上	委	淀	水需 一般 水質
(3) 水辺移行帯利用							
221	p.4-7	下から 6行目	河川改修や無秩序な利用により荒廃しているこの空間に、新たに水辺移行帯という区分を設け、利用を厳しく制限し、保全と再生を行う。	川上	委	淀	水需 一般 水質
(4) 高水敷利用							
222	p.4-8	2	関係自治体は、住民・市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。	塚本	委	淀	一般
(6) 産業的な利用							
1) 舟運							
223	p.4-8	16	舟運については、文化・歴史面、観光振興、災害時の輸送手段の確保、 <u>河川固有の生態系を含む河川環境の保全</u> といったさまざまな観点を含めて、沿川住民・自治体等の要望等を踏まえて検討を行う。	川上	委	淀	水需 一般 水質
224	p.4-8	17	舟運については、文化・歴史面、観光振興、災害時の輸送手段の確保といったさまざまな観点を含めて、沿川住民・自治体等の要望等を踏まえて検討を行う。 <u>そして、本来の運輸・交通体系として積極的に組み込まれることが必要である。</u>	塚本	委	淀	一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
2) 漁業							
225	p.4-8	21	<p>漁業を営み、遊漁ができるということは、生態系および水温・水質・湖棚・河床などの河川環境が健全な状態にあつてはじめて可能になるということを認識することが重要である。魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考えかたを改め、漁業が継続的に成り立つような河川環境を作らなければならない。</p> <p><コメント> この記述を入れるなら、人口河川によるアユの放流について何らかの形で触れなければならないのではないか。産業的に重要ではあるが、アユの漁獲が人工的に操作されていること、食物連鎖や環境全般への影響については何らかの認識が必要である程度のことは関係委員の共通認識なのか、そうではないのか？</p>	中村	委	琵琶	水質
226	p.4-8	23	<p>漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、外来種ではなく、当該河川在来の魚介類が、生れ、育ち、豊富に棲息する河川環境を作り、次の世代に残していくことが望まれる。外来種対策として、河川管理者、学識経験者、漁業者が協働して、既存の外来種が棲息、繁殖しにくい川づくりを行う。新たに外来種を河川に放流することは法整備により罰則を設けて厳しくこれを禁ずる。</p>	川上	委	淀	水需 一般 水質
227	p.4-8	23	<p>漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、外来種ではなく、在来の魚介類が、生れ、育ち、豊富に棲息する河川環境を作り、次の世代に残していくことが望まれる。また、生業として暮らしの経済の継続と発展に組み込まれる施策とともに裏付けられることが必要である。</p>	塚本	委	淀	一般
3) 砂利採取							
228	p.4-8	下から 7行目	<p>砂利採取については、慎重な取り扱いが必要であり、砂利採取は次のような場合に限定して砂利採取を認めるようにすべきである。</p>	西野		琵琶	水位
229	p.4-8	下から 3行目	<p>河川への流入量と採取量のバランスが維持される場合および他に手段がなく止むを得ないと判断される場合などである。そして時間経過とともに状態、変化を調査することが必要である。</p>	塚本	委	淀	一般
(7) 河川利用にかかわる諸権利について							
230	p.4-9	1	<p>河川の利用にかかわる諸権利として、水利権、漁業権、占用権など多くの利用権が設定されている。これらの諸権利がこれまでの河川にかかわる諸産業を活性化してきたことは否定できない。保障してきたが、時代の流れとともに河川を取り巻く環境が変化し、</p> <p><コメント> 「活性化してきた」という記述は適当でない気がします。</p>	松本		猪	
4 - 5 河川環境計画のあり方							
231	p.4-9	下から 2行目	<p>汚濁源となる物質を流さないようなライフスタイル生活方法への転換、地域に有効な処理技術の開発、水質管理・監視システムの構築など、総合的な対策が必要である。</p>	塚本	委	淀	一般
(1) 物理環境							
1) 琵琶湖							
232	p.4-10	5	<p>琵琶湖においては、水辺移行帯の機能保全と回復を重視した整備が必要である。すなわち、現存する湿地・内湖の保全や環境改善が急務であり、失われた湿地・内湖の造成復元・整備も必要である。</p> <p><コメント> 造成するのではなく、もとに戻すという意味で使うべき</p>	西野		琵琶	水位
233	p.4-10	6	<p>とくに水位・水流の連続性と変動によって自らの機能保全ができるように工夫すること、</p>	塚本	委	淀	一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
2) 河川							
234	p.4-10	12	河道領域においては、河川のもつ機能が保全されるように物理環境を整備する必要がある。 <u>すなわち、従来の単調な境界条件だけによる設計計画方策を改め、河道掘削、砂利採取、上流域からの土砂供給の減少、</u>	塚本	委	淀	一般
235	p.4-10	16	このように劣化した河川環境を修復するためには、河川の縦・横断形状などを、 <u>自然にみられる3次元的ランダムな状態との連続性を回復することを念頭に置き、ダム等によって遮断された流砂の連続性を取り戻し、高水敷の切り下げや水辺移行帯の保全を行うなど、河川の望ましい物理環境を回復することが重要である。</u> さらに、自然共生型河川工法や自然再生事業などによって、生物多様性の保全に寄与する物理環境を用意することも重要である。このとき、河道の物理環境は川幅、流量、流砂量と流砂の粒度、低質もしくは各状態の相互、複合作用による河床形態によってほぼ決定される許容限界が決まる事を念頭に置く必要がある。	塚本	委	淀	一般
236	p.4-10	19	さらに、自然共生型河川工法や自然再生事業などによって、 <u>生物多様性の保全に寄与する多様な生物が生息できる望ましい物理環境を用意することも重要である。</u> <コメント> 生物多様性を前面に出す文脈ではない。	三田村	委	琵琶	一般
3) ダム・堰							
237	p.4-10	最終行	淀川大堰下流の河口域では干潟が消失し、汽水域における生物生息環境が著しく悪化している。流砂の連続性の観点から <u>を取り戻すことによって干潟の造成や回復を図る必要がある。</u> <コメント> 「流砂の連続性を取り戻すことによって」とするほうがよいと思います。	松本		猪	
238	p.4-10	最終行	流砂の連続性の観点から干潟の造成や回復を図る必要がある。 <u>ダムが作られる場合は、現存する自然環境が破壊される事に対する復元・修復など保全処置をさらに充実する必要がある。</u>	本多		猪	ダム
239	p.4-10	最終行	流砂の連続性の観点から干潟の造成や回復を図る必要がある。以上の通り、 <u>人工的な「不連続性」を作り出した場合、自然の作用がもつ一体性に含まれる多要因に変化を及ぼし、そのことが生命循環にダメージを与えることを出来る限り明確にしてゆかなければならない。</u> <コメント> ‘国滅びて山河あり’本委員会の設置をきっかけとして、河川管理者の人たちが、国以上の「風土に安心して久しく暮らせるくに」を想い、自然の摂理を基にした生命の循環の大いなる合理と知恵を深く学び、「くに」の根流を土木魂とし、淀川水系の歴史、またそこで生まれた伝統的文化にもとづいた新たな再生として、この流域で暮らす人々と共に現状を新たに回復し、近い将来の予測されるあらゆる困難を排して、永く国の繁栄に貢献されることを切に願う。	塚本	委	淀	一般
(2) 水位・流量と生物の生育・棲息環境							
240	p.4-11	1	(2) 水位・流量と生物の成育生育・棲息環境 <コメント> p.2-4下から6行目は「生育」とある「成育」だと動物に限定。「生育」は主に植物だが、動物に対しても用いる。もしここを「成育」にするならp.2-4下から6行目を「成育」に変えるべき。	西野		琵琶	水位
1) 水位管理のあり方							
241	p.4-11	10	水位操作規則は、それぞれの条件・目的および周辺環境に応じた適切なものに改善すべきであり、内容もその時々気候などの状況に応じて弾力的に運用できるように決めておくことが必要である。 <u>その際、常に自然のリズムを念頭に置く必要がある。</u>	塚本	委	淀	一般

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
2) 琵琶湖の水位管理							
242	p.4-11	13	2) 琵琶湖の水位管理 <コメント> 水位ワーキングの方に：瀬田の洗堰の操作と琵琶湖の中の停滞水域における藻類の異常増殖については関係があると認識されており、これは新たな堰操作の規則を決めていく上で重要な項目と思われますが、現行の記述でそれはカバーされているという理解で良いでしょうか、あるいは停滞水域の水質改善も目的の一つである記述を追加した方が良いでしょう。これは比較的重要な点で、操作規則のあり方に大きな影響を及ぼすと思えます。	中村	委	琵琶湖	水質
3) ダム・堰の水位管理							
243	p.4-11	下から 2行目	a. ダムが貯水・下流の水温を含む水質環境状態を改変し、生態系に与えている影響について調査・検討を行う。	塚本	委	淀	一般
(3) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理							
244	p.4-12	22	(3) 流域の一体的な水環境を実現する水質状態管理 淀川水系の湖、河川、ダムの利用の仕方や人のかかわり方はそれぞれ異なっている。河川環境の保全、復元、創生をめざした水質の状態の目標は、関連する琵琶湖流域、宇治川・淀川、木津川、猪名川およびそれぞれの支川ごとに詳細な検討をする必要があり、地域特性に応じた管理のあり方を検討せねばならない。いずれにおいても水質状態目標は、例えば“肌に触れ、戯れうる水”とし、その観点から水質のあり方を検討することが必要である。そのためには、まず、人の命と財産を守るために設定された水質成分基準値を守ることのみが目的化した、いわば「公害の時代」に確立された水質成分管理のあり方から、人間の生活に水辺を取り戻し、水辺文化を街づくり活動の要素として取り入れ、将来に向けて快適で安心感が得られるような「環境の時代」にふさわしい水質の状態、そして豊かな生態系を含む水環境を創造できる新たな水質状態管理の仕組みをつくりあげる必要がある。	塚本	委	淀	一般
245	p.4-12	下から 4行目	水辺文化を街づくり活動の要素として取り入れ、将来に向けて快適で安心感が得られるような「環境の時代」にふさわしい水質、さらには水生生物を守るための水質をも視野に入れた、そして豊かな生態系を含む維持する水環境を創造できる新たな水質管理の仕組みをつくりあげる必要がある。 <コメント> <「環境の時代」にふさわしい水質>を掲げる限り、生態系、具体的には水生生物を視野に入れた水質という概念を導入する必要があると考えます。 11/14 朝日新聞朝刊 記事 p.31 私の視点(別紙1)を参考にしてください。	畚野		猪	一般
246	p.4-13	4	琵琶湖集水域では、降雨時や代掻き田植え期の濁水とともに流出する土壌・農薬・肥料などの農業系面源負荷の比率が増加し、河川に流出する汚濁の質は時代とともに変遷している。とくに微量化学物質や微生物など内在する有害物質の極微量化が進行しつつあり、水質の維持管理には一層の高度化を必要とする。 <コメント> 少し文章の意味が通りにくいように思います。	松本		猪	
247	p.4-13	4	とくに微量化学物質や微生物など内在する有害物質の極微量化が進行しつつあり、水質状態とその成分の維持管理には一層の高度化を必要とする。安全確保のため、下流での繰り返し利用による水質成分消費に対応できる監視体制と、将来の流域内での人口移動にも注目した水量水質消費の変化予測とそれに柔軟に対応し得る、総負荷管理を前提とした水質管理体制を作る必要がある。このためには、たとえば、合流下水道に関わる生活排水対策、河川の水質状態や植生の調査や評価等、水質状態と成分管理の多くの場面において積極的に住民参加を図り、行政、住民、企業が一体となって取り組む体制を確立する必要がある。	塚本	委	淀	一般
248	p.4-13	6	安全確保のため、下流での繰り返し利用による水質消費に対応できる監視体制と、将来の流域内での人口移動にも注目した水量・水質・消費の変化予測とそれに柔軟に対応し得る、総負荷管理を前提とした水質管理体制を作る必要がある。	西野		琵琶湖	水位

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
249	p.4-13	13	また、流域の都市化や水利用システムの高次化が進むことにより水の繰り返し利用が一層進むことが予想される。そのため、河川での対応だけでなく、流域全体として水循環と自然の姿を把握できる統合的な流域水質管理システム構築の必要性が一層高まっている。 <コメント> 「自然の姿を把握できる」の部分の指している内容イメージがわかりにくいと思います。	松本		猪	
250	p.4-13	14	ここでは、従来の水質環境基準以外に、水状態の成分として水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、湖沼や河川での自浄作用と自濁作用の定量化、生態学的浄化プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモンなど有毒有害物の動態の把握が必要である。	塚本	委	淀	一般
251	p.4-13	15	ここでは、従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、湖沼や河川での自浄作用と自濁作用の定量化、生態学的浄化プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモンなど有毒有害物の動態の把握が必要である。 <コメント> 「自濁作用」この言葉は初めて聞きます。汚染・汚濁という意味でしょうか。	西野		琵琶	水位
252	p.4-13	16	従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、湖沼や河川での自浄作用と自濁作用の定量化、生態学的浄化プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモンなど有毒有害物の動態の把握が必要である。 <コメント> ダイオキシンも環境ホルモンとして作用します点と、環境ホルモンは内分泌攪乱物質という表現の方がより適切ではないでしょうか？ご検討下さい。	松本		猪	
253	p.4-13	18	・・・総合的な把握を可能とするシステムを流域全体で確立する必要がある。さらに、琵琶湖の場合、今後、その制御が依然として困難な農業、森林、都市域を起源とする面源汚濁負荷の割合が増加することは明らかで、しかもそれは気象に大きく左右されつつ複合的に湖の水質形成や生態系機能に影響を及ぼす。そのため、その全体像を物理、化学、生物現象の相互作用として継続的に、効率的かつ効果的に、把握する必要があり、それを可能とする新たな計測技術システムの開発が非常に重要である。また、生み出された情報が社会的に広く共有され、これまでより格段と優れた幅広い地域のとおり組みや負荷削減の政策形成につながるように情報を広く共有するシステムの構築も大きな課題である。	中村	委	琵琶	水質
254	p.4-13	19	このようなシステムは、異常出水から異常濁水までの対応を視野に入れた新しい水状態流量管理のシステムの構築と合わせて考えていかなければならない。	塚本	委	淀	一般
255	p.4-13	下から 5行目	将来的には、水位、水量面で時間変動を含む川本来の姿を取り戻す努力の中で、流域水質状態を良好に保持していく必要があり、そのためには遊水池、貯水池、あるいは内湖、都市河川の機能を再評価し、機能を復元し、システムを再構築するなど、流域内の自浄機能を向上させるとり組みと、その機能を保持する恒常的管理体制が求められる。流域内の生体量、無機・有機的環境要素群の現存量とそれらの変化速度に関する総合調査事業はその一環をなす重要な取組みとなる。以上何よりも自然の水状態に近づけることが基である。 <コメント> 水質：水の状態に含まれる密度、速度、温度と成分（微生物、化学物質と、以外の鉱物などの物質）、そして各分布からなり、それぞれは、一体的な関係にある。水質とは、そこでの成分として扱うのが適当で使い方は水状態、水の成分、水質の3通りでは。本委員会での「本意」湖・河川の水系とその流域の将来の新たな復元と再生を考えれば、上記の「水状態」が適当と思われる。従来の「水質」は水状態の成分	塚本	委	淀	一般

頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
			(敬称略)	委員会	部会	WG
4 - 6 ダムのあり方						
256	p.4-14	<p>私案として修正案を提出します。</p> <p>(1) 基本的な考え方 わが国では、治水、利水、発電等を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献し、その役割はこれからも重要と考える。 しかし、自然環境保全の観点から、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなど、多様な生態系を有する河川およびダム周辺の自然環境に不可逆的な悪影響をもたらしている。 さらに、地域住民のくらしという観点から、ダム建設は、「河川」や「水」という「地域共有の公的資産」を地域住民から収奪し、地域社会の分断・崩壊、地域の歴史・文化の消失、ふるさとの喪失など、コミュニティそのものを消滅させてしまうため、地域住民に及ぼす影響は測り知れないものがある。また、ダムにより犠牲を強いられる上流域の人々と利益を得る下流域の人々との間に大きな不公平が生じている。 従って、今後この水系における新たなダムの建設は原則として実施するべきでない。 また、治水および利水の観点からは、それぞれ「水害の連鎖からの脱却」および「自然環境を重視した水需要管理」という新たな理念に沿って、ダムのあり方についての抜本的な見直しを求める。 なお、概ね30年後の気候変化や社会情勢の変化といった不確定要素については順応的に対応することが必要である。 国または自治体の建設・管理にかかる堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。</p> <p>治水・利水のためにダム以外に有効な方法がない場合は、本提言に述べる新たな治水・利水・河川環境の理念に沿ったうえで、次の判断基準に基づき、徹底した情報公開と説明責任を果たし、関係住民の合意を含む社会的合意が得られた場合にかぎりその建設が認められるべきものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実行可能な各種の代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認されたこと。 2. ダムの建設に必然性、必要性および有効性があること。 3. 自然環境への影響に充分配慮した上で経済性にも優れていること。 4. 自然環境への影響が真に止むを得ない程度であり充分な保全対策が行われること。 5. 計画段階から住民が建設の適否を判断するために必要な情報を公表するとともに、住民十分に理解できるよう説明し合意が得られたこと。 <p>計画・工事中のダムについても、上記の通り取り扱う。</p> <p>(2) 既設ダムについて これまでに建設されたダムは、治水・利水・発電等の面で一定の役割を果たしており、将来においてもその役割が変わるものではない。しかし、自然環境に重大な影響を与えているダム、あるいは、機能を低下・喪失したダムについては、撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させる場合には、ダム機能の回復をはかる、あるいはダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系・土砂の連続性の回復等を実施して自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。とくに、ダムへの堆砂は、河床低下や海岸侵食をもたらすため、早急な対策が必要である。 また、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についてはできるだけ自然の流況に近づけるための弾力的運用が必要である。</p> <p>(次頁にコメント続く)</p>	川上	委	定	水需 一般 水質

	頁	行数	修正後	委員名	所 属		
			(追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)	委員会	部会	WG
256	p.4-14		<p><コメント> 淀川水系流域委員会の最終提言とりまとめにおいて最大の論点となっている「ダムのある方」について、私は次に述べる点を理由として、今後この水系におけるダム建設は原則として実施しないことが至当であると判断し、提言021028素案のB案を基として構成された最終提言作業部会部会長の今本委員案に賛成します。</p> <p>(1) 自然環境保全の見地から (2) 地域社会と上・下流関係の見地から (3) 過大な水資源確保と今後の水需要の減少の状況から (4) 国及び地方自治体の現在と将来の財政逼迫状況から (5) わが国の今後の急激な人口減少予測の見地から (6) 堆砂対策の展望が見えない。 (7) 地震・テロなどへの危機管理面の見地から</p> <p>なお、「原則として」という条件を付した理由は次の通りです。 (1) 淀川水系河川整備計画は概ね今後30年間を想定して策定されるものであり、その後については気象条件の変動など水資源の確保について、委員会が現時点で予測不可能な要素を含んでいる。 (2) 治水・利水の必要上、ダム建設以外のあらゆる代替方法を充分検討しても、どうしてもダム建設に依らなければならない場合がありうるのではないかとと思われる。</p>	川上	委	淀	水需一般水質
257	p.4-14		<p>(2) 新規ダムについては削除 <コメント> 従って(3) 既設ダム・堰については(2) 既設ダム・堰について となる</p>	紀平		淀	
258	p.4-14	14	<p>堰あるいは発電用・農業用等のダムについても、上記に準じた取り扱いが必要である。</p> <p>(2) 新規ダムについて 新規計画・工事中のダムについては、計画段階から次の事項について徹底した情報公開を行うとともに説明責任を果たす。 ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由 ・各種代替案の有効性の比較 ・自然環境への影響 ・自然環境への負荷も考慮した経済性 ・その他</p> <p>新規ダムの建設は、合理的な必要性があり、建設地点が自然的・社会的条件から最適であり、考えられるすべての実行可能な代替案のなかで最も有効性があり、自然環境への影響が社会通念上止むを得ないとされる程度であり、経済性に優れ、かつ流域住民を含む社会的合意がある場合に限られるものとする。 計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。</p> <p>(3) 既設ダム・堰について 既設のダム・堰が、自然環境に重大な影響を与えている場合、・・・</p> <p><コメント> (2) 新規ダムについては削除して修正。</p>	有馬		淀	
259	p.4-14		<p>4 - 6 ダムのある方に追加</p> <p>(4) 計画中、建設中のダムについて 計画中、建設中のダムについて、河川管理者は、情報を公開するとともに住民・住民団体・地域組織等と交流をすすめ、情報の共有を行ない、連携・協働のもと見直し場・機関をもうけ、見直しを行なう。 ダムは現存する自然・生物の多様性に重大な悪影響を及ぼすことから、新たな理念に沿って下記の点を抜本的に見直す。 ・計画、建設を続行することの有効性 ・各種代替案 ・ダムの目的、用途 ・規模 ・自然環境への考慮 ・その他</p> <p>計画中、建設中のダムの続行にあたっては、現存する自然環境に十分な配慮が行なわれ、かつ、流域住民を含む社会的合意を得なければ続行してはならない。</p>	本多		猪	ダム

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
(1) 基本的な考え方							
260	p.4-14		<p>既存のダムがもたらしている諸問題を、現実には解決できる具体策が見えてこないということが大きな問題だと思います。素案021113版のダムの記述を基本に参考案として記述してみました。</p> <p>(1) 基本的な考え方 わが国では、治水、利水、発電等を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の利便性、安全の確保や産業・経済の発展に貢献してきたが、河川の水質や水質に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川本来の生態系と生物多様性に重大な影響を及ぼしている。又、地域社会の消失、移住にも問題を投げかけてきた。このような観点から、淀川水系においては原則としてダムは計画しないものとする。ただし、ダム以外に実行可能で有効な方法がないとの流域住民の合意や、社会的合意が成熟した場合にかぎり計画することができる。堰についても同様の取り扱いとする。</p> <p>上記に述べたダム計画については徹底した情報公開と説明責任を果たす。 ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由 ・各種代替案の有効性の比較 ・自然環境への影響 ・自然環境への負荷も考慮した経済性 ・流域住民の判断に必要な事項 など</p> <p>また、既設のダム・堰が機能低下、喪失した場合、あるいは自然環境に重大な影響を及ぼす場合には、撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させる場合には機能の回復、水質改善対策、生態系、土砂の連続性の回復などに英知を傾ける。 特に堆砂は機能低下、喪失、河床低下、上流堆積、海岸侵食などをもたらしているため早急の具体策が必要である。</p> <p><コメント> 過去の経緯からいえば、計画を決めてからストップすることは行政側も住民側も過度の労力と期間がかかる。 建設という表現よりも計画段階の視点にしばった方が良いと判断しました。又、ダムによる地域の崩壊は深刻で、半世紀にもわたって抵抗されているところもあります。</p>	田中 (真)	淀	ダム	
261	p.4-14	4	<p>わが国では、治水、利水、発電等時代の要請を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の物理的安心による安全・安心の確保や産業・経済の発展の面にて貢献してきたが、</p> <p><コメント> 連携、ネット、統合性が必要である場合も組織、機関など各系、部、課のみで独自にやってきた、その要因が大きな弊害を生み不合理を招いた。</p>	塚本	委	淀	一般
262	p.4-14	5	<p>わが国では、治水、利水、発電等を目的として、すでに多くのダムが全国の河川に建設され、これらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきたが、河川や湖(あるいはより一般的に「河川や湖沼」)の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、</p>	中村	委	琵琶	水質
263	p.4-14	7	<p>河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川本来の生態系と生物多様性および現存する自然環境に重大な悪影響を及ぼしている。</p>	本多		猪	ダム
264	p.4-14	9	<p>したがって、ダムの建設は、ここまで明らかに治水及び利水の観点からまた河川環境の観点からは極力抑制するべきであり、治水および利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要である。</p> <p><コメント> 環境を従来のように狭義に河川・湖の水系の中だけで捉えるのではなく歴史、文化、教育、経済、政策、社会生産など暮らしを基にした広義に治水、利水一体とした河川政策を考える、新たな「整備計画」の本委員会の「本意」としななければならない。</p>	塚本	委	淀	一般
265	p.4-14	9	<p>したがって、ダムの建設は、河川環境の観点からは極力抑制するべき「造らない」ことを原則とすべきであり、治水および利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要である。</p>	有馬		淀	

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
266	p.4-14	9	したがって、ダム建設は、河川環境の観点からは極力抑制すべきであり、 <u>基本的には認めるべきではなく、治水および利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要である。</u>	紀平		淀	
267	p.4-14	10	したがって、ダム建設は、河川環境の観点からは極力抑制すべきであり、治水および利水の観点からは新たな理念に沿った抜本的な再検討が必要である。 <u>ダムは原則として採用しない。複数の方策が考えられる場合にも、可能な限り速やかに新たな河川整備の理念を実現できるものでなければならない。</u>	山本		淀	
268	p.4-14	11	なお、地球温暖化による気候変化や社会情勢の変化といった不確定要素などについては順応的に対応するものとする。 <コメント> しかし上記の事を一周した後の対応であろう。	塚本	委	淀	一般
(2) 新規ダムについて							
269	p.4-14	15	新規ダムについては、計画段階から次の事項について徹底した情報公開を行うとともに説明責任を果たす。 <u>自然環境を破壊する恐れが大きい</u> ため原則として採用しない。 <u>新規ダムは、地域特性をふまえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、考えるすべての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合に限り、認められるものとする。</u> ・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由 ・各種代替案の有効性の比較 ・自然環境への影響 ・自然環境への負荷も考慮した経済性 ・その他 新規ダムの建設は、合理的な必要性があり、建設地点が自然的・社会的条件から最適であり、 <u>考えられるすべての実行可能な代替案のなかで最も有効性があり、自然環境への影響が社会通念上止むを得ないとされる程度であり、経済性に優れ、かつ流域住民およびNGO・NPOを含む社会的合意がある場合に限られるものとする。</u> なお、 <u>新規ダムを建設しようとする場合、ダム事業者は、計画段階から住民が建設の適否を判断するに必要な情報を公表するとともに、十分に理解できるように説明しなければならない。</u> 計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする。	寺川	委	琵琶	水需 ダム
270	p.4-14	22	新規ダムの建設は、地域特性をふまえるとともに、河川環境保全の観点ならびに新しい治水および利水の理念に沿ったうえで、 <u>考えるすべての実行可能な代替案について検討し、ダム以外に有効な方法がないと確認された場合に限り認められるものとする</u> とともに、合理的な必要性があり、建設地点が自然的・社会的条件から最適であり、 <u>考えられるすべての実行可能な代替案のなかで最も有効性があり、自然環境への影響が社会通念上止むを得ないとされる程度であり、経済性に優れ、かつ流域住民を含む社会的合意がある場合に限られるものとする。</u>	本多		猪	ダム
271	p.4-14	26	計画・工事中のダムについても、 <u>新規ダムに準じた</u> 取り扱いをするものとする。	本多		猪	ダム
(3) 既設ダム・堰について							
272	p.4-14	下から 6行目	(3) 既設ダム・堰について <コメント> ここはダムについての章であり、ダムと堰は定義がちがいましたので、ここはすべてダムのための記述とし、すべての堰は削除する	本多		猪	ダム
273	p.4-14	下から 3行目	既設のダム・堰が、自然環境に重大な影響を与えている場合、あるいは機能を低下・喪失した場合、撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させる場合には、ダム機能の回復をはかる、あるいはダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系・土砂の連続性の回復、放流先が湖である場合にはその水質や生態系に対する影響への十分な配慮などを実施して自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。	中村	委	琵琶	水質
4 - 7 住民参加のあり方							

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
274	p.4-15	14	河川管理者と流域住民間の連携をより有効・強固にするためには法制度の整備も必要である。	寺川	委	誌	水需ダム
275	p.4-15	20	合意形成の基本は、「信頼」「安心」であり、河川管理者と住民は、双方が共に十分な信頼、安心を獲得できるように努力しなければならない。 なお、詳細については別冊「住民意見の聴取・反映に関する提言」で述べる。	畑		猪	
1) 情報の公開							
276	p.4-15	下から3行目	また、公開する情報について、意図的な加工・隠蔽は行ってはならないのは当然のことであるが、社会的に重要な事項、あるいは今後重要とされる事項については、その論点を明確にした上で、情報を公開し、 <u>住民の情報理解の助けとなるガイドブックや資料等作成・提示し説明し</u> なければならない。	山本		淀	
2) 情報の共有							
277	p.4-16	2	2) 情報の共有 <u>河川管理者は住民と連携して、意識のそう高くない、あるいはともすれば自らの利害関係にのみ関心が向きがちな住民に、良好なあるべき流域の姿・全体像を示し啓発することが重要である。</u> 河川管理者が収集している情報だけでは、生活者の立場に立った河川整備・管理は実現できない。	山本		淀	
278	p.4-16	3	河川管理者が収集している情報だけでは、生活者の立場に立った河川整備・管理は実現できない。情報の収集や発信にあたっては、 <u>住民団体NGO・NPOや地域組織等が自主的に収集している経験的な情報や調査研究情報をはじめ、他省庁が収集している情報についても積極的に活用することが必要である。</u>	寺川	委	誌	水需ダム
279	p.4-16	8	河川管理者は、日ごろから住民と積極的に接触すると共に、 <u>住民団体NGO・NPO・地域組織等との交流を進め、隠れた情報を把握するように努めることが重要である。</u>	寺川	委	誌	水需ダム
(2) 住民との連携・協働							
280	p.4-16	12	(2) 住民、NGO・NPOとの連携・協働	寺川	委	誌	水需ダム
281	p.4-16		「(2) 住民との連携・協働」の中の住民団体の標記をすべて「NGO・NPO」に置き換える <コメント> 住民団体では漠然としすぎており、現在一般的国際的に使われ認知されているのはNGO・NOPが組織をより正確に表現している。 また、NGO・NPOは非政府組織・民間活動団体・非営利活動団体の略称で、NPO法もでき地域から全国・世界に組織を展開しており、21世紀を担うともいわれている。	寺川	委	誌	水需ダム
2) 河川・環境学習の推進							
282	p.4-16	下から6行目	さまざまな生物が生息し、人との深いかわりを持ち、絶え間ない変化を見せる河川は、理想的な環境学習の場である。特に現在は、 <u>学校週5日制や総合学習が実施され、河川には環境学習や体験学習の場として大きな期待が寄せられている。</u>	本多		猪	ダム
283	p.4-17	3	また、子どもに限らずとも、新たに地域に住み出した人や、古くから住んでいても川への意識が薄い人々が多く、災害の危険性や河川環境への負荷が高まっている。こうした人々が、危機への対処のし方や河川環境の保全のあり方等を学ぶ機会を積極的に作る必要がある。また、 <u>川を知る事から節水などライフスタイルのあり方もかえていく意識の啓発をすすめていく必要がある。</u>	本多		猪	ダム
284	p.4-17	6	このような取り組みを促進するため、河川管理者は、住民団体や地域組織(たとえば自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等)と連携し、積極的に学校や公民館等へ出かけて住民との対話を行うこと、必要な受け皿(ハード)や情報(ソフト)の整備に努力すること、 <u>フィールドでの安全教育を重視し、多様な自然環境とふれ合うようにするの安全性を考慮しつつできる限り自然状態を維持するよう配慮することが必要である。</u>	本多		猪	ダム
3) 川の守り人(仮称)、流域センター(仮称)の設置							

	頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
285	p.4-17		<p>3) 川の守り人河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)の設置</p> <p>川の守り人河川レンジャー 地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは住民団体等を川の守り人河川レンジャーとして任用するとともにその育成にも努め、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。川の守り人河川レンジャーには、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けるとともに任務の遂行に関して、適切な権限と報酬の付与を図ることを考える。</p> <p>流域センター 川の守り人河川レンジャーの活動拠点として「流域センター」の創設を提案する。</p> <p><コメント> 「河川レンジャー」の方が、その役割や機能がわかりやすい。この語は「正義の味方」との意ですすでにわが国に定着していると思う。カタカナでも一向にかまわないのではないか。</p>	川上	委	淀	水需 一般 水質
286	p.4-17	8	3) 川の守り人(仮称)、流域河川センター(仮称)の設置	寺川	委	琵琶	水需 ダム
川の守り人							
287	p.4-17	10	<p>地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは住民団体NGO・NPO等を川の守り人として任用するとともにその育成にも努め、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。</p> <p><コメント> 流域という言葉は、一般的に集水域あるいは川の流に沿った区域を表しており、ここで言う流域住民とは、もっと広く下流の住民から漁師に至るまで多くの人がかかわる。使うとすれば、「流域圏住民」に。</p>	寺川	委	琵琶	水需 ダム
4) 計画の継承、確認のための機関の設置							
288	p.4-17	26	<p>計画の推進にあたっては、計画が本来の趣旨にそって、進展しているかどうか、や、社会情勢の変化や進捗状況により、見直すべきかどうか等について確認する機関を設置することを、現在の流域委員会をもとに検討する。</p> <p><コメント> この点に関しては、提言策定後、委員会で十分議論する必要があると思います。皆さんの意見もそうだと思いますが、「現在の流域委員会をもとに」が「現在の流域委員会を母体として」と言うことではない、と明確にしておかないと様々な誤解を生む可能性はあると思います。この委員会は一定の役割を与えられ、その役割に沿った人選をしており、その趣旨を貫徹されるわけですから、その段階で一端きちっと終了するのが私は筋だと考えます。ただ、新たな機関が人選を含めてどういったものであるべきかについて、この委員会としてとりまとめておくことが重要で、その「とりまとめ」が新たに設置される機関の性格などについて一定の方向を示すこととなると思います。</p>	中村	委	琵琶	水質
(3) 関係団体、自治体、他省庁との連携							
289	p.4-17	下から 8行目	(3) 関係団体と機関、自治体、自省内と他省庁との連携	塚本	委	淀	一般

頁	行数	修正後 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、 コメント対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名				所 属		
			(敬称略)	委員会	部会	WG			
290		<コメント> 5章 淀川リバーオーソリティー（仮称）の提案の追加（下記参照）	荻野				淀	水需	
<p>5．淀川リバーオーソリティー（仮称）の提案 この章では、河川管理者の業務を支援・補完・分担する民間団体の設立を提案している。</p> <p>5.1 住民参加の必要性 行政・河川管理者は従来の職能的な専門家の意識から住民生活に密着した意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家として意識転換が必要である。また一方で、住民は行政に対する「お上」意識や「おまかせ」的な無関心を改めて、応分の負担と自己責任を果たしうる意識改革が必要である。すなわち、行政・河川管理者と住民が協働して、新たな河川管理体制（河川整備計画の立案から管理まで）の構築に向けて意識変換が必要である。 河川管理者は、地域住民の歴史と社会に根ざした知恵と知識を活かして、包括的に社会全体の便益をとりまとめ、流域相互間の利害対立、例えば、利水や治水を巡る上下流住民の対立する意見、あるいは、開発が保全かの住民意見の対立等を調整し、合意形成を図り、河川行政に反映することが、これまで以上に必要である。 河川管理者と流域住民の連携をより強固にかつ有効に機能を発揮するために、河川管理者は、流域住民の主体的な活動を支援し、河川管理業務を補完する流域住民による河川管理支援組織を構築する必要がある。 ここに淀川リバーオーソリティー（仮称）の設立を提案する。</p> <p>5.2 淀川リバーオーソリティー（仮称） 淀川リバーオーソリティー（仮称）はNPO法に基づく、法的人格を有する公益法人で、河川管理者等の行政組織からは独立した民間団体である。淀川管理に関わり、河川管理者の業務を補完・支援・分担しうる能力を、人的、物的、財政的に備えた組織である。</p> <p>(1) 民間団体である（NPO） 組織構成は、民間人による実務団体である。理事会・監事会（理事長等）は流域の重要人物から構成される。実務には専従の職員（所長とそのスタッフ）とボランティア団体（個人）からなり、専用の事務所や必要に応じて施設や建物を有する。専従の職員には事務職員と専門職員をおく。専門職員には、環境、自然生態系保全（動物、植物、水棲生物等）、景観、水利、水質、社会活動・教育、社会福祉、法律、啓蒙、等の専門分野から人材を選ぶ。一般事務職員は、所長、副所長、総務、会計、企画調整等からなる。 また、広大な地域であるから地域担当職員も必要である。特別委員会あるいは常設委員会を設けることも必要であろう。たとえば、河川行政部会、環境・自然生態系部会、湧水・水利調整部会、景観・公園部会、地域活動部会、等で地域住民のボランティア活動を支援し、地域行政や地域住民とのパイプ役ともなる。</p> <p>(2) 河川管理者と一定の業務分担を行う（パートナーシップ） 淀川流域は広大で多様な空間である。その上、河川管理行政は極めて多様な部門にまたがっている。河川管理者との間に業務契約・提携を締結し、河川管理者のサービス業務の一部を分担する。たとえば、上の専門部会でいう検討・活動事業は河川管理者だけでは実行が困難ものも含まれる。それらを補完的に業務分担するのである。同時に、河川管理者はそれらの業務に対して、分担金を負担するのである。</p> <p>(3) 河川管理者の業務を支援・補完する（マッチング） 河川管理者の日常の河川管理業務を、支援し補完する役割を果たす。膨大な河川管理業務を行政だけでなく民間の視点から支援するのである。たとえば、河川環境パトロール、地域情報の交換、行政指導の住民への伝達、等である。</p> <p>(4) 河川管理者と住民等との連絡調整（インターフェース） 河川行政は、河川管理者が上意下達（トップダウン）を行う部門と、流域住民が自発的な創意工夫に基づいてボトムアップで行う部門がある。これらの連絡調整は、河川管理者と流域住民の双方から信頼される団体がインターフェースとなって、推進することが必要である。</p> <p>(5) 財政独立 河川管理者と流域住民との双方から信頼を得るためには、その活動は、そのどちらにも片寄ったものはいけぬ。双方から等距離にあって、独立した意志と業務内容を持つことが必要である。その前提には財政的に独立することが必要である。河川管理者、地方自治体・地方公共団体、民間団体は様々な形で安定した財政支援を行うことが必要である。</p> <p>(6) 第三者による業務評価と会計・人事の透明性の確保 業務は、得てしてマンネリ化し、行政と民間の中立を保つことは困難を伴う。そこで第三者評価を受ける制度と、会計業務や人事案件はガラス張りにして、疑惑や不正が生じる余地を制度的に排除することが必要である。</p> <p>5.3 淀川リバーオーソリティー（仮称）定款、規則、役員選挙規則等 公益法人として必要な、定款、規則、役員選挙規則、予算・決算書等、その詳細は設立申請の段階で決定されるもので、ここでは省略する。</p>									